

第1部 基本戦略に沿った取組の点検結果について

第1部では、生物多様性国家戦略 2012-2020 第1部第4章第2節に掲げる基本戦略ごとに、その達成状況を点検した結果を報告します。

基本戦略1 生物多様性を社会に浸透させる

数値から見る達成状況

環境省が実施したウェブ調査（平成19～24年度）の経年変化を見ると、「生物多様性」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」と答えた人の割合は、平成22年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を境にして、平成22年8月実施の回から平成22年11月実施の回にかけての3ヶ月間で約20%増加しており、COP10の開催が我が国における生物多様性の認知度の拡大普及に大きく貢献したと言えます。その後、「生物多様性」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」と答えた人の割合と自然に関心がある人の割合は年々わずかず減少しており、生物多様性国家戦略 2012-2020 策定後の調査（平成24年度）でもその傾向に変化はないものの、それぞれ75%以上、70%以上となっています。平成24年度の調査で「生物多様性」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」と答えた人の割合を年代別に見ると、20代は80.0%、30代は72.0%、40代は74.5%、50代は74.5%、60代は75%となっており、20代における認知度が最も高いという結果が得られました。なお、生物多様性国家戦略 2012-2020 策定以前の平成24年6月に実施された内閣府世論調査では、「自然に関心がある」と回答した人は90%以上でした。

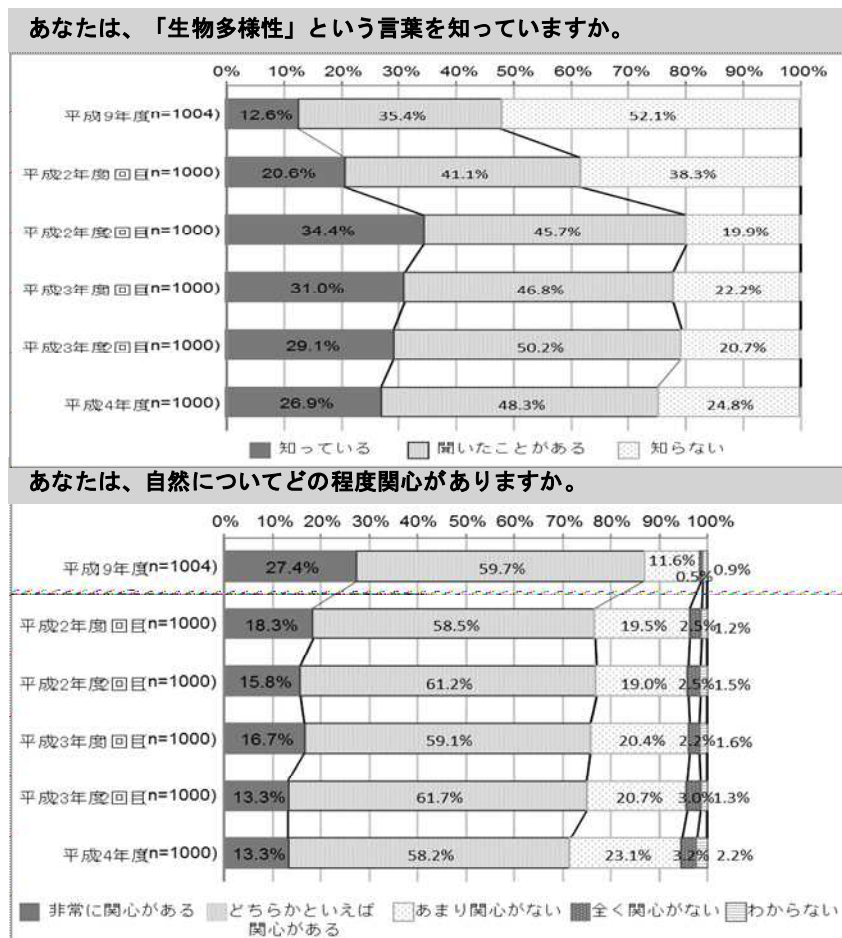


図1-1 生物多様性認知度等調査経年比較結果 出典：環境省資料

表1-1 第3部における基本戦略1関連数値目標例

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率※1	到達率※2
「生物多様性」の認知度 ※内閣府の世論調査の結果	75%以上 [H31年度末]	56% [H24年度]	-	-	-
生物多様性国家戦略の認知度 ※内閣府の世論調査の結果	50%以上 [H31年度末]	34% [H24年度]	-	-	-
生物多様性新聞掲載数	1,500件 [H31年度]	736件 [H20]	-	-	-
生物多様性地域戦略策定済自治体数	47都道府県 [H32]	18都道府県 [H24.3]	23都道府県 [H25.9]	17.2%	48.9%
外来種の認知度	75% [H29]	64.3% [H23年度]	62.6% [H24年度]	-20.4%	83.5%
外来生物法の認知度	25% [H29]	11.8% [H23]	17% [H24年度]	39.4%	68.0%

※1 進捗率: 生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。

「進捗率」= {(点検値-当初値)/(目標値-当初値)}×100 (%)

※2 到達率: 戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」=(点検値/目標値)×100 (%)

取組例

【1-1 生物多様性に関する広報の推進】

生物多様性の現状や重要性について国民の理解を深め、行動へとつなげていくため、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る普及啓発を目的として、環境省が事務局を務める「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)による広報活動やイベント開催等の取組が行われているほか、白書やパンフレット等の作成・配布、インターネット上の情報サイト (<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/>) の設置などを通じて、生物多様性に関する基礎情報、生物多様性と普段の生活との関わりや各主体の取組等について情報発信しています。

①国連生物多様性の10年日本委員会 (UNDB-J) による取組

国連により、2011年から2020年までの10年間は「国連生物多様性の10年」と定められており、2010年10月に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) で採択された、生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組むこととされています。これを受け我が国において、国、地方公共団体、事業者、民間の団体など、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進するため、「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J) が2011年9月に設立されました。事務局は環境省に置かれています。

UNDB-Jにおいては、様々なセクターが連携し、(i)セミナー等による情報交換、(ii)委員会が推奨する連携事業の認定、(iii)推薦図書等の選定、(iv)著名人やキャラクターによる広報、(v)普及啓発

ツールの展開など、幅広い取組を行っています。

UNDB-Jのような取組を行っている国はほかに例がなく、国際的にも先進的な取組として生物多様性条約事務局から高く評価されています。



図 1 - 2 UNDB-J 組織図 (左)、UNDB-J のロゴ (右)

UNDB-Jにおいては、生物多様性の保全と持続可能な利用のために身近な暮らしの中で実践できる5つの行動の中から自ら選んで宣言を行う「MY行動宣言」シートの活用を広く呼びかけ、平成24年度は91件のイベント（参加者数約20,680人）で活用されました。また、国連が定めた国際生物多様性の日（5月22日）を中心に世界各地の子どもたちが植樹等を行う「グリーンウェイブ」（主唱：環境省、農林水産省、国土交通省）への参加呼びかけ等を実施しており、「グリーンウェイブ2013」では567団体の参加により約41,000本の植樹など様々な活動が行われました。

また、著名人による「地球いきもの応援団」、「生物多様性リーダー」や「生物多様性キャラクター応援団」等が協力して普及啓発に取り組んでいるほか、生物多様性の保全や持続可能な利用に向け自ら行動する個人・団体がメンバーとして参画する「Iki・Tomoパートナーズ」の拡大を図っています。

さらに、UNDB-Jが選定した子供向け推薦図書（愛称：「生物多様性の本箱」～みんなが生きものとながら100冊～）の読み聞かせ会の開催、生物多様性マガジン「Iki・Tomo」の発行など、様々な活動により着実に普及啓発を進めています。

②普及啓発を目的としたイベント等の開催

生物多様性の重要性を一般の人々に浸透させるとともに、生物多様性に配慮した事業活動や消費活動を促進するため、さまざまな活動とのタイアップによる広報活動、生物多様性に関するイベントなどの開催、全国各地で開催される環境関係の展示会への出展を実施しました。前述のUNDB-Jの各種取組のほか、「新宿御苑みどりフェスタ」、「エコライフ・フェア」、「上野の森 親子フェスタ」、「エコプロダクツ展」等様々なイベントの開催・出展などを通じ、普及啓発を進めています。

[課題] 生物多様性の普及啓発を目的としたイベント等を開催し、多くの国民の参加を得て生物多様性についての理解を促進しているものの、未だ社会への主流化は十分であるとは言えません。今まで自然に興味のなかった層を含め、より多くの国民に生物多様性の損失を身近な問題として感じてもらい、保全や持続可能な利用に向けた自主的な取組を促すためには、今後国が行う普及啓発に係る取組の中で、各種のメディアとも連携・協力しながら、身近な暮らしとの関係性についてわかりやすく伝えるなど、魅力的かつ

効果的な方法で情報発信を行うよう、より一層努めていく必要があります。

【1-2 多様な主体の連携の促進】

持続可能な自然共生社会の実現に向けて、地域ごとの生物多様性に関する課題に対してその地域における各主体が連携し地域ぐるみの活動を行うことが重要です。

これまで、愛知目標の達成に向け、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進するために設立された「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)による取組や、各種法令により地域が主体となって行う計画づくりや地域ぐるみの生物多様性保全に係る取組に対する財政的・技術的支援等、主体間の連携を促進するための取組が行われています。また、全国各地の活動地域・団体の交流の場の設置、優良事例の紹介やニーズのマッチングなどの取組も行われており、これらの取組により、活動地域・団体間のさまざまなレベルでの重層的なネットワークづくりが着実に進んでいると考えられます。

①国連生物多様性の10年日本委員会 (UNDB-J) による取組

UNDB-Jにおいては、国際自然保護連合日本委員会 (IUCN-J) が実施する「にじゅうまるプロジェクト」の登録事業等の中から、「多様な主体の連携」、「取組の重要性」、「取組の広報の効果」等の観点から推奨する連携事業を認定・広報しており、平成25年9月までに31事業を認定しています(表1-2)。さらに、全国の多様なセクターが一堂に会して取組の発表や意見交換を行う「生物多様性全国ミーティング」や、各地での「生物多様性地域セミナー」、「生物多様性出前講座」を開催し、委員会が認定した連携事業の紹介や、参加者によるワークショップなどを通じて、生物多様性保全活動を行っている地域・団体間の情報交換や、さまざまなレベルでのネットワークづくりを促進するなど、多様な取組を行っています。

②地域主体の取組の支援

「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」に基づく地域連携保全活動計画や生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略など、地域が主体となった法定計画の策定及び当該計画等に沿った生物多様性保全に係る事業を、地域生物多様性保全活動支援事業により、支援しています。この事業を活用し、平成24年度末までに22の法定計画が策定されています。また、生物多様性保全推進支援事業により地域の多様な主体が連携した生物多様性の保全活動に対して財政的な支援(国費1/2)をしています。平成25年度までに55団体の活動を支援しており、支援が終了した団体については、全ての団体が現在も様々な体制で活動を継続又は展開しています。

そのほか、自然再生、森林の整備、鳥獣被害防止、外来種対策、希少種保全、エコツーリズムの推進に関し、地域主体の取組やさまざまな主体が連携・協力して進めている取組に対するアドバイザー派遣や地域協議会等の行うエコツーリズムに関する活動に対する財政的支援等を行い、支援を行っています。

表1-2 国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）認定連携事業一覧

	No	事業名	団体名	地域
第1弾	1	田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト	NPO法人ラム サール・ネットワーク日本	全国
	2	生物多様性の道プロジェクト	公益財団法人日本自然保護協会	全国
	3	Earthwatchにじゅうまるプロジェクト 市民参加型生物多様性調査による環境リテラシーの普及	認定NPO法人アースウォッチ・ジャパン	全国
	4	みんなで守ろう！ 日本の希少生物種と豊かな自然！ SAVE JAPAN プロジェクト	株式会社損害保険ジャパン 日本興亜損害保険株式会社	全国
	5	ウミガメ類の生態調査・生息環境保全プロジェクト	NPO法人日本ウミガメ協議会	全国
	6	海と田んぼからのグリーン復興プロジェクト	海と田んぼからのグリーン復興プロジェクト	東北
	7	味わって知る 私たちの海	伊勢・三河湾流域ネットワーク	中部
	8	御所実業高校農業クラブ School Gene Farm Project	奈良県立御所実業高等学校農業クラブ	近畿
	9	トンボの里プロジェクト	真庭・トンボの森づくり推進協議会	中国
	10	徳島での生物多様性地域戦略の策定に関するプロジェクト	生物多様性とくしま会議	四国
第2弾	11	ICTと映像教材の活用による子ども向け次世代環境教育の推進	株式会社TREE	全国
	12	動物園・水族館種保存事業	公益社団法人日本動物園水族館協会	全国
	13	いのちの博物館実現プロジェクト	公益社団法人日本動物園水族館協会	全国
	14	Come Back Goose - 甦れシジュウカラガン！ 日本の空に -	日本雁を保護する会	東北 海外
	15	生命のにぎわい調査団等の普及啓発活動	千葉県生物多様性センター	関東
	16	副業型林業による「さんむ木の駅プロジェクト」	NPO法人元気森守隊	関東
	17	トキと暮らす島 生物多様性佐渡戦略	佐渡市	北陸
	18	伊予農希少植物保全プロジェクト	愛媛県立伊予農業高等学校 伊予農希少植物群保全プロジェクトチーム	四国
	19	綾の照葉樹林プロジェクト	てるはの森の会	九州
	20	海外希少野生動物保全支援活動	認定NPO法人トラ・ゾウ保護基金	海外
第3弾	21	湿地のグリーンウェーブ	NPO法人ラム サール・ネットワーク日本	全国
	22	公益信託経団連自然保護基金を通じた自然保護活動支援	経団連自然保護協議会	全国 海外
	23	食農環境プログラム (田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト)	伊豆沼から全国へ超元気を発信する協議会 有限会社伊豆沼農産	東北
	24	グリーンオイルプロジェクト	一般社団法人グリーンオイルプロジェクト	関東
	25	穴塚の里山における自然と人の関わりにつづる 聞き書きと多様な調査にもとづいた保全活動	認定NPO法人穴塚の自然と歴史の会	関東
	26	コウノトリも住める自然と共生する地域づくり (田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト)	株式会社野田自然共生ファーム	関東
	27	くれは悠久の森事業	悠久の森実行委員会	北陸
	28	コウノトリと生きるまちづくり事業 (田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト)	豊岡市	近畿
	29	中海自然再生事業	中海自然再生協議会	中国
	30	第十堰水辺の教室	川塾	四国
	31	REDD+ 推進事業	一般社団法人コンサベーション・インターナショナル・ジャパン	海外

③市民参加型調査の推進と得られた情報の公表による普及啓発の取組

日本を代表する生態系について基礎的な調査を長期にわたって継続して行い、自然環境の質的・量的な劣化を早期に把握するため、民間団体等と連携し、全国的なモニタリング調査「モニタリングサイト1000」を実施しており、その結果をウェブサイト等で公表しています。

また、生物多様性に関する市民の関心と認識を深めるため、平成20年から身近な自然事象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広範に収集する市民参加型調査として「いきものみつけ」を実施し、結果をウェブサイトで公表してきました。この「いきものみつけ」は、平成26年3月に終了しますが、後継として、環境省が実施した生物調査データのほか、専門家や地方公共団体、全国各地の市民から新たに集めた生物の情報を集約し、各主体の情報発信・共有が可能となるデータベース「いきものログ」の平成25年10月からの公開に向け、準備を進めました。

[課題] 地域主体の取組への支援については、多くの分野で、財政的な支援やアドバイザーの派遣等による技術的支援など、さまざまな支援がなされています。今後も引き続き、技術的支援も組み合わせた総合的な支援が求められます。また、市民と協力・連携したモニタリング調査は、「モニタリングサイト1000」等で継続して実施されてきていますが、経年変化を把握するための継続的な調査手法やデータの公表の仕方等について検討を行い、生物種の減少など、生態系の変化をいち早く捉え、迅速かつ適切な生態系及び生物多様性の保全施策の立案のために活用しやすいものとなるような工夫を行うことが重要です。

【1-3 生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進】

生物多様性国家戦略を地域ごとの活動に結びつけ、さまざまな主体による生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた活動を促進していくためには、地域ごとに異なる生物多様性の特徴や社会的条件等を踏まえた地域独自の戦略の策定が重要です。生物多様性基本法第13条で地方公共団体に策定が努力義務とされている生物多様性地域戦略（以下「地域戦略」という。）の策定について、国は地域生物多様性保全活動支援事業を通じた財政的な支援や「生物多様性地域戦略策定の手引き」の作成・公表等による技術的支援を行いました（※地域生物多様性保全活動支援事業を通じた支援は平成26年度で終了）。これらの取組の成果として、地域戦略を策定済みの都道府県は平成25年9月時点で23都道県となり、平成23年度末時点から5つの地方公共団体増加したほか、市町村においても11の政令指定都と17の市区町で策定済みとなっています。現在策定過程にある地方公共団体もあり、策定数は今後も着実に増加する見込みです。

都市における生物多様性の確保を図るためには、緑に関するマスタープランである「緑の基本計画」を地方公共団体が策定又は改定する際に、地域戦略に留意し生物多様性の確保が効果的かつ効率的に推進されるよう配慮することが望まれます。これまで都市の生物多様性の確保を推進するため、平成23年10月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し、平成25年5月に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定するなどの取組を行っており、地方公共団体に対する技術的支援や指標の普及を通じて、生物多様性の確保に配慮した「緑の基本計画」の策定及び地方公共団体における生物多様性の状況や施策の進捗状況を評価し、さらなる取組を進めて行くことを推進しています。

このほかにも、野生鳥獣に対する被害防止計画や漁場改善計画等、生物多様性保全に関連する計画の地域主体の策定やその計画に沿った取組を総合的に支援しています。

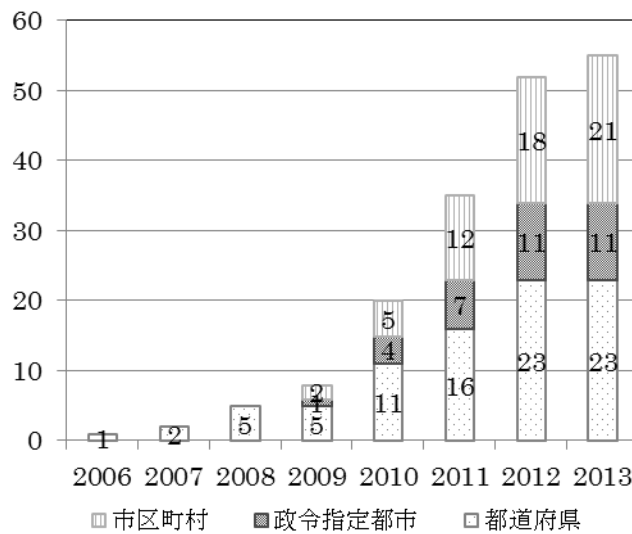


図1-3 生物多様性地域戦略の策定状況
(平成25年9月時点)

〔課題〕生物多様性地域戦略については、平成32年までにすべての都道府県が策定済となっていることを目標としています。平成25年9月時点での策定済の地方公共団体の数は23都道府県、目標値に対する到達率は48.9%となっており、国家戦略策定前の平成24年3月時点の18都道府県から1年半の間に5つの地方公共団体が増加したほか、平成25年9月現在で13府県が策定中です。生物多様性地域戦略の策定・改定や関連計画等との連携をより一層促進するとともに、流域や山地などの一定のまとまりを有する複数の地方公共団体により共同で戦略を策定するなどの効果的な取組を推進するため、国は、「生物多様性地域戦略策定の手引き」等の技術的支援の一層の充実、優良な策定事例の収集・公表や広報の実施など、引き続き地方公共団体に対する支援を行っていく必要があります。

【1-4 生物多様性に配慮した事業者の取組の推進】

事業者の活動は、水、繊維、木材、燃料の供給など多くの自然の恵み（生態系サービス）に支えられている一方で生態系や生物多様性に影響を与えています。また、事業者は、製品の販売やサービスの提供などを通じて自然の恵みを広く消費者に供給するという役割も担っています。経済社会の主たる担い手である事業者が、生物多様性の重要性を認識し、その保全と持続可能な利用の取組を積極的に進めることは、社会全体の動きを自然共生社会の実現に向けて加速させるだけでなく、自らの事業を将来にわたって継続していくためにも必要です。近年では、様々な生態系サービス（フロー）を生み出す自然環境を、事業者の経営基盤を支える資本（ストック）として捉える「自然資本」という考え方が注目されています。

政府では、事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む際の指針となる「生物多様性民間参画ガイドライン」をホームページで周知し事業者に対する活動促進を働きかけています。さらに、事業者による取組状況の調査及びの先進的な取組事例の収集、国際的な動向の情報収集及を行い、それ

らの結果を民間参画関連情報としてウェブサイト上で公開しています。

経済界においては自主的な取組が進められており、一例として、自発的なプログラムとして平成22年に「生物多様性民間参画パートナーシップ」が設立され、ウェブを通じた情報共有、ニュースレターの発信、事業者会員の取組状況及び取組内容の把握が行われています。その結果、経営理念・方針や環境方針などに生物多様性保全の概念が盛り込まれている割合は平成22年の50%から平成24年には85%に上昇するなど、事業者の意識・取組の向上が確認されています。同パートナーシップの会員数は、発足時の424企業・団体から平成25年9月には503企業・団体と、着実に増加しています。また、国際的視点から生物多様性の保全に関する共同研究を行い、その結果を企業の取組に反映させ、生物多様性の保全に貢献することを目差す「企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）」によりガイドラインやツールの作成などの取組が進められています。さらに、個別の事業者により企業の生物多様性に関する取組を推進するためのシンポジウムが継続して開催されるなど、様々な取組が進められています。

これに加え、国においては、市場経済の中で投資家に対するアプローチの一つとして、持続的な投資が期待される不動産分野の役割に鑑み、省エネルギー、低炭素化、生物多様性など環境価値を重視した優良な不動産（環境不動産）ストックの形成を図るため、環境不動産普及促進委員会を立ち上げ（平成25年9月に第1回開催）、課題に対する取組状況等についての情報共有や環境不動産への投資の促進に向けた検討が行われており、取組の遅れている項目については別途ワーキンググループを開催して検討する予定であるほか、生態系サービスの価値をわかりやすく伝え、行動を起こす際の参考としてもらうため、その価値を経済的に評価する試みを開始しました（※詳細は1－6参照）。

[課題] 国においても、国内外の動きを踏まえつつ、引き続き優良な取組事例の紹介やNPO/NGO等とのニーズのマッチングを行うなど、企業の取組を支援していく必要があります。また、生態系に配慮した生産活動の実施においては、生物多様性地域戦略等の計画の策定とそれに沿った取組の実施も重要です。

【1－5 生物多様性に関する教育・学習・体験の充実】

学校教育においては、全国の小学校の85%で自然に親しむ宿泊活動が実施されているほか、全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換を行う場として環境学習フェアの開催や、米国の提唱するGLOBE計画に参加しGLOBE協力校の指定など、着実に取組を進めています。

学校外で自然とふれあい学ぶ機会については、さまざまな主体が、それぞれ多様なプログラムを用意しています。例えば、川を活用した子どもたちの体験活動の充実を図るため、関係主体が連携し、「子どもの水辺」再発見プロジェクトとして子どもの遊びやすい水辺の登録（平成24年度末現在で295箇所）、利用促進などを行っています。また、児童や親子を対象とした自然体験プログラムである「海辺の自然学校」、国立公園内におけるこどもパークレンジャー、農山漁村への長期宿泊、身近な都市公園等での環境教育プログラムなど多岐に亘るメニューを用意するとともに、このようなプロジェクトを行う地方公共団体や民間団体と連携・協力を行っています。

自然とふれあう機会の創出については、子供向けのものだけでなく大人向けの自然観察会やエコツアー

ズム等のプログラムも用意しています。国立公園においては、登山道整備、エコツーリズム活動拠点施設整備、ユニバーサルデザイン導入や多言語化のための整備等が、平成24年度は28の国立公園で、平成25年度は27の国立公園で実施されました（平成25年9月時点）。これらの整備は、年齢や障害の有無に関わらずあらゆる人に多様な利用方法で自然を身近に感じ理解を深めてもらうための環境も含めて進められています。さらに、エコツーリズムを意欲的に推進する地域に対し、エコツーリズム地域活性化支援事業（交付金事業）、エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業、エコツーリズムガイド養成事業において、地域の自然資源や文化を解説し、その魅力を伝えるガイドやコーディネーター等の人材を育成するとともに、地域の特性を活かしたプログラムづくり等を支援しています。平成24年度は24箇所において交付金事業が実施（新たに10箇所交付金を活用）され、エコツーリズムの推進体制が各地で整備されつつあります。

また、環境教育に携わる人材を養成するための取組として、環境保全に取り組む地域の方々や教員を対象とした環境教育・環境学習指導者養成講座を始め、国立・国定公園の自然公園指導員の研修やパークボランティアの養成支援、エコツーリズムガイドやコーディネーター等の人材育成事業などを実施しています。

[課題] 今後も引き続き、各主体による上記のような活動を効果的に継続して行うことができるよう、適切な知識等をもった指導者の育成が求められるとともに、学校における一層の取組を促すため、学校教育の中で取り組みやすい、効果的なプログラムの開発、普及が必要です。また、地域の自然と触れ合うなかで、地域に伝わる自然との共生の知恵や文化・伝統についての理解を深め、地域の魅力を改めて感じることができるような取組を通じ、生物多様性の保全に向けた活動の継続的な実施を促していくことが望ましいと考えられます。

【1-6 生物多様性が有する経済的価値の評価の推進】

欧州委員会とドイツが提唱しCOP10 までに一連の報告書がまとめられた「生態系と生物多様性の経済学（TEEB：The Economics of Ecosystems and Biodiversity）」プロジェクトでは、生物多様性や生態系サービスの価値を人々が認識し、意思決定に反映させていくためには、経済的な価値評価により「見える化」することが有効であると指摘しています。

我が国でもTEEBの趣旨を踏まえ、生物多様性の経済的な価値評価を進めており、平成24年度にはウェブサイト「自然の恵みの価値を計る」（<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/valuation/shuhou.html>）を作成し、生物多様性と生態系サービスの経済的価値評価に関する基本的な考え、評価手法、国内外の事例等について紹介しています。

また、国内の自然保護地域と自然環境保全施策を対象にした経済的価値評価として、「奄美群島を国立公園に指定することで保全される生物多様性の価値」と「全国的なシカによる自然植生への食害対策の実施により保全される生物多様性の価値」について評価を行いました。

また、経済価値評価に関する研究を推進しており、「環境経済の政策研究」では、平成24年度から平成26年度までの第Ⅱ期に「我が国における効果的な生物多様性の経済価値評価手法及び経済価値評価結果の

普及・活用方策に関する研究」を実施しています。「地球環境研究総合推進費」では、平成23年度から平成25年度まで「藻場の資源供給サービスの定量・経済評価と時空間的解析による沿岸管理方策の提案」を実施しています。

表 1-3 平成 24 年度 生物多様性の経済的価値の評価の結果

評価対象	有効回答数 ^{※1} ／回答数	支払意思額 (1世帯あたり年間 ^{※2})	評価額(年間)
■生物多様性の経済的価値評価に関する検討会			
奄美群島を国立公園に指定することで保全される生物多様性の価値	671／1,051	中央値 ^{※3}	約 898 億円
		平均値 ^{※4}	約 1,676 億円
全国的なシカの食害対策の実施により保全される生物多様性の価値	670／1,057	中央値	約 865 億円
		平均値	約 1,653 億円
■環境経済の政策研究			
やんばる地域のマングース根絶により保全される生物多様性の価値	793／937	中央値	約 234 億円
		平均値	約 1,319 億円
奄美大島のマングース根絶により保全される生物多様性の価値	818／972	中央値	約 297 億円
		平均値	約 1,319 億円

- ※1 有効回答数は、抵抗回答、温情効果回答、回答時間が明らかに短かった回答を除いた回答数
- ※2 アンケートでは一世帯あたり 10 年間継続して支払うものとして質問した結果
- ※3 統計的に YES と NO の回答が半々となる値。政策を実行する際に過半数の支持が得られるかどうかの境界値
- ※4 統計的に算出した支払意思額の平均値

このほか、農林水産業が生物多様性の保全に果たしている役割についての理解を促進し、生物多様性保全に資する農林水産業に伴う活動を支援するため、平成24年度は農家等が行う生物多様性保全に資する農業生産活動等に対して、生物多様性の経済的評価等を活用して、企業等による支援を促す仕組みについて検討しました。

[課題] 今後も引き続きこのような経済価値評価の取組を推進し、国内での評価事例を蓄積していくとともに、さまざまな主体の意思決定の場面において、この評価結果を活用していく仕組みについて検討する必要があります。また、生物多様性の価値や生態系サービスの機能については未解明な部分が多く、さらなる科学的なデータの整備や評価手法の技術的な向上が求められます。

ただし、評価の実施や評価結果の活用の際には、経済価値評価のみにより生物多様性の価値の全容を明らかにすることは困難である点に留意が必要です。

【1-7 生物多様性に配慮した消費行動への転換】

事業者による取組を促進するためには、消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換していくことも重要です。そのための仕組みとして、生物多様性の保全にも配慮した持続可能な生物資源の管理と、それに基づく商品等の流通を促進するための民間主導の認証制度があります（表1-4）。

こうした社会経済的な取組を奨励し、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用にかかわることのできる仕組みを拡大していくことが重要です。

このため、我が国においては、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業活動と生物多様性の関係を測る指標等について情報収集を行いました。事業者のなかには、生物多様性との関係が大きい生物由来の原材料（紙、木材、パーム油など）の調達を生物多様性に配慮した持続可能な方法で行うための方針や基準を策定する者も見られており、そのように生物多様性の保全に熱心な事業者や環境認証制度等を取り扱う事業者の情報、業種ごとの事業活動と生物多様性の関わりなどについてウェブサイトで積極的に情報提供しています。また、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業者の行っている優良な取組事例等について、その普及促進に努めています（表1-4）。

また、木材・木材製品については、グリーン購入法により、政府調達の対象とするものは合法性、持続可能性が証明されたものとされており、政府調達の対象となる製品の合法性、持続可能性は各事業者において自主的に証明し、説明責任を果たすこととしています。国は、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項や証明方法等を「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」として公表しており、平成25年3月末までに8,782の林業・木材事業者が国内で合法性証明の取組に登録しています。国は引き続き、合法証明の信頼性・透明性の向上や合法証明された製品の消費者への普及を図ります。

[課題] 平成24年度に実施した内閣府世論調査においては、生物多様性に配慮したライフスタイルとして行いたい取組（複数選択可能）として、約47%の人が「環境に配慮した商品を優先的に購入する」を選んでおり、我が国において消費活動により生物多様性の保全に貢献することに関心を有する消費者は一定程度存在していると言えます。こうした関心をもつ消費者に対し、引き続き積極的な情報提供を行うことにより、生物多様性や環境全般に対する意識が高い「賢い消費者（スマートコンシューマー）」の育成を図ることを通じて、事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を一層促進していくことが重要です。

表 1-4 主な認証制度

タイプ	名称	ロゴ	制度の概要
森林認証制度	PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)		○各国で策定された森林認証制度間の相互承認を通じて、持続可能な森林管理を世界的に推進するための国際統括組織である PRFC 評議会が運営する森林認証プログラム。 ○森林認証と CoC (Chain of Custody) 認証がある。
	FSC® (Forest Stewardship Council® : 森林管理協議会)		○環境に配慮し、社会的利益にかなない、経済的に持続可能な森林管理を推進することを目的とした国際的な組織である FSC が運営する認証制度。 ○FM (Forest Management) 認証と CoC (Chain of Custody) 認証がある。
	SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council)「緑の循環」認証会議		○我が国独自の森林認証制度。一般社団法人緑の循環認証会議が運営。 ○森林認証と CoC (Chain of Custody) 認証がある。
農産物の認証制度	「コウノトリの舞」農産物等生産団体認定制度 (豊岡市)		○コウノトリも住める豊かな自然環境を取り戻すため、環境に配慮した方法で栽培されている米などの農作物に対して豊岡市が認証している。
	「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度 (佐渡市)		○2008 年に野外に放鳥されたトキのえさ場を確保するため、特別栽培かつ「生きものを育む農法」を実施している水田で栽培された米を佐渡市が認証している。
漁業認証制度	MSC (Marine Stewardship Council : 海洋管理協議会)		○国際的非営利団体である MSC による、持続可能で環境に配慮した漁業を認証する制度。 ○漁業者に対する認証 (生産認証) と、水産物取引業者等に対する CoC 認証があり、平成 20 年 9 月に京都府機船底曳網漁業協会がアジアで初めて生産段階認証を取得。 ○平成 25 年 10 月現在、漁業の認証が 3 件 (国内のみ)。CoC 認証が 54 件 (国内のみ)。
	ASC (Aquaculture Stewardship Council : 水産養殖管理協議会)		○持続可能で環境に配慮した養殖漁業を認証する制度。審査規格は魚種ごと。 ○平成 25 年 10 月現在、認証は 0 件。
	MEL ジャパン (Marine Eco-Label Japan : 大日本水産会)		○大日本水産会内に設置する「MEL ジャパン」が運営する制度。大日本水産会事業部が事務局を務める。平成 19 年 12 月に発足。 ○生産段階認証と流通加工段階認証の 2 種類がある。平成 25 年 10 月現在、漁業の認証が 19 件、加工流通の認証が 51 件。

基本戦略1 まとめ

国民の自然に対する関心と「生物多様性」の認知度はCOP10開催前に比べて現在も依然として高い状況であると言えますが、国連生物多様性の10年日本委員会における各種の普及啓発活動やセクター間の連携を促進するための取組、地方公共団体における生物多様性地域戦略の策定促進のための取組、民間参画の促進に向けた取組、自然とのふれあいの体験の充実等により、生物多様性の社会における主流化に努めているものの、自然に対する興味や理解が各セクターにおける主体的な行動に十分に結びついていないといえます。

より多くの企業や国民に、生物多様性の損失が企業の安定した経営や安全で快適な生活の基盤を脅かす身近な問題であると感じてもらい、地方公共団体・企業・民間団体等における主体的な取組を促すため、今後も引き続き自然とふれあう機会等を提供し、特に企業の経済活動や身近な暮らしと生物多様性との関係性についてわかりやすく伝えるとともに、各種のメディアとも連携・協力しながら、より魅力的かつ効果的な方法での情報発信や具体的な行動事例の紹介を行うよう努めていく必要があります。

さらに、従来適切に認識されてこなかった生物多様性の価値を、政策決定、企業の経営、消費者の商品選択等の意思決定に組み込むための仕組みを検討する必要があります。

基本戦略2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する

数値目標の達成状況

地域固有の種の保全と地域活性化が結びついた好事例のひとつであるトキの野生復帰については、小佐渡東部を含む佐渡島（新潟県佐渡市）における野生個体数は、平成27年頃の達成を目指す目標値60羽程度を大きく上回り98羽（本州1羽を含む）となりました。生物多様性の保全に貢献する農業の推進についての指標であるエコファーマー累積新規認定件数については、毎年着実に増加してきています。一方で新規認定件数の増加が1万件程度に鈍化しているため、関連施策の推進と併せ、認定件数拡大のため総合的な取組の実施が必要です。バイオマスの利活用に係る指標については、目標達成に向けて、各種関連制度を組み合わせつつ利用拡大を図る必要があります。ほかの指標に関しても、目標値の達成に向けて着実に進捗しています。また、既に目標値に達した項目についても、引き続き達成している状況を確認するための取組を行う必要があります。

表2-1 基本戦略2に該当する主な数値目標の達成状況

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率※1	到達率※2
トキの野生復帰 (小佐渡東部を含む佐渡島における野生個体数)	60羽程度 [H27頃]	50羽 [H24.7]	98羽 [H25.9]	450.0%	158.3%
エコファーマー累積新規認定件数	34万件 [H26]	266,896件 [H24.3]	278,540件 [H25.3]	15.9%	81.9%
総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指標の 策定自治体数	47都道府県	36都道府県 [H24.5]	37都道府県 [H25.9]	9.1%	78.7%
地域共同活動延べ参加者数	約1,000万人・団体 [H24～28年度]	191万人・団体 [H24.3]	187万人・団体 [H25.3]	-0.5%	18.7%
奄美大島のマングース捕獲数	0頭 [H34]	272頭 [H23年度]	179頭 [H24年度]	34.2%	34.2%
奄美大島のマングースの 1000わな日当たりの捕獲頭数	0頭 [H34]	0.13頭 [H23年度]	0.08頭 [H24年度]	38.5%	38.5%
里山林資源を活用した活動団体数	20%増 560団体 [H26年度]	466団体 [H22年度]	59%増 741団体 [H23年度]	295.0%	295.0%
木質バイオマス利用量 (間伐材等由来)	600万m3 [H32]	55万m3 [H22]	88.5万m3 [H24]	6.1%	14.8%
市町村バイオマス活用推進計画の策定数	600市町村 [H32]	(制度開始前)	18市町村 [H25.3]	—	3.0%

※1 進捗率: 生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。

「進捗率」= {(点検値-当初値)/(目標値-当初値)}×100 (%)

※2 到達率: 戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」=(点検値/目標値)×100 (%)

取組例

【2-1 里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進】

①里地里山の保全・利用に向けた取組

里地里山では人と自然との関わりを通じて特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域となっています。また、希少種が集中して分布している地域の半数近くが里地里山に含まれています。里地里山の環境は、これまで農林業生産や生活の場として利用されることにより維持されてきましたが、燃料革命や営農形態の変化などに伴う森林や農地の利用の低下に加え、人口減少や高齢化の進行により里地里山における人間活動が縮小しており、生物の生息・生育環境の悪化や衰退が進んでいます。

こうした背景を踏まえ、国土の生物多様性保全の観点から、生態系ネットワーク形成の観点も踏まえつつ重要な地域を明らかにし、これを核に「国土レベルでの里地里山保全のランドデザイン策定」を進めるため、平成25年度から、生物多様性保全上特に重要性の高い里地里山の選定のための検討を行っています。また、地方公共団体において自然的・社会的要素を踏まえた地域単位を設定し、生態系ネットワークの考え方も踏まえつつ生物多様性や社会的条件などから典型的な里地里山を設定するための考え方や、地域や活動団体における自らの保全活用の目標設定やモニタリング評価のよりどころとなる里地里山環境の指標と手法について策定し、普及を図りました。これらの施策の実施に向け、里地里山に関する科学的知見の充実を図るため、モニタリングサイト1000事業では、国内の約200ヶ所の調査サイトにおいて地元で活動する市民を中心に、里地里山の植物相、里地の植物相、鳥類、水環境など9種類の調査を行っており、平成26年度当初の公表に向け、現在、5年に1度のとりまとめを行っています。（※モニタリングサイト1000については、5-1参照）

また、里地里山に生息・生育する野生生物に着目した自然資源の利活用を図るため、地域資源を活用した環境教育やエコツーリズムの場の提供による地域づくりを試行的に実施し、野生生物の利活用による地域づくりに取り組む上での考え方や手順について整理しました。草本質系のバイオマス利用の試行的な取組については、平成24年度より検討を開始しています。

さらに、里地里山の保全活用の意義について国民の理解を促進し、多様な主体による保全活用の取組を全国各地で国民的運動として展開することを目的として、平成22年9月にとりまとめた「里地里山保全活用行動計画」に基づき、伝統的生活文化の知恵や技術の再評価・継承や地域資源としての活用を含め、全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、取組事例集を作成し、その普及に努めてきました。その一環として、里ナビホームページ (<http://www.satonavi.go.jp/>) において検索可能なデータベースとして国内外の併せて479事例を掲載しています。また、平成25年3月に都市住民や企業等が里地里山を共有の資源として利用・管理する新たな枠組みの構築に向けたガイドラインを作成し、各地域へ普及を行ったほか、里地里山の保全に資するボランティア活動に関してホームページ等を通じた活動場所や専門家等の情報提供や研修会等の開催を実施しました。

②里海の保全・利用に向けた取組

里海は、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域であり、人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって、物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全され、私たちに多くの恵みを与えてくれます。

里海の創生に向けては、「里海づくりの手引書」の公開や里海づくりの情報サイト「里海ネット」の開

設等の支援を行っているほか、東日本大震災からの復旧・復興の一環として、平成24年度に岩手県宮古湾において、アマモ場の再生を中心とした「宮古湾里海復興プラン」を策定しました。里海復興のノウハウ等を取りまとめた「里海復興プラン策定の手引き」の平成25年度中の策定に向け準備を進めています。

【課題】 地方における人口減少・高齢化が進む中で、都市と農山漁村との交流を積極的に進め、適正な管理のための情報の提供や活動地域のネットワーク化を図ることにより、多様な主体が担い手となり、意欲を持って持続的に地域資源を利用する枠組みを構築することが必要となっています。このため、引き続き、提供する情報の充実や新たな利活用の方策の検討・確立を図っていく必要があります。

【2-2 鳥獣と共存した地域づくりの推進】

近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣の分布域拡大と個体数増加に伴い、全国各地で生態系被害の拡大や農林水産業被害が深刻化するとともに、最近では住宅地や観光地への出没や、電車や車との衝突などの生活環境の被害も増加しています。図2-1のニホンジカの分布拡大状況と国立公園における被害発生状況のように、特にニホンジカについては、分布域拡大や個体数増加による生態系への被害が顕著であり、国立公園のお花畑の消失、森林の衰退、さらには土壌侵食や表土流出が発生するなど、生物多様性のみならず、国土保全上の懸念が発生している地域もあります。

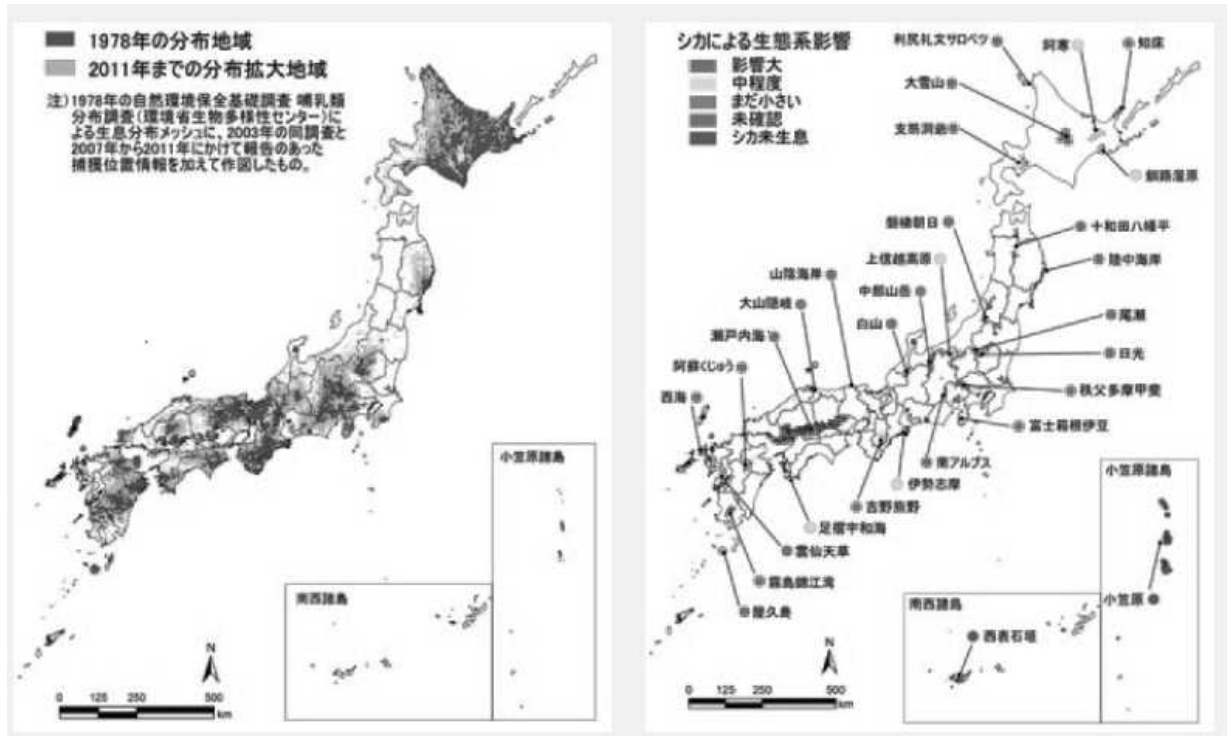


図2-1 ニホンジカの分布拡大状況（左）と国立公園における被害発生状況（右）

こうした背景を踏まえ、長期的ビジョンに立った鳥獣の科学的・計画的な保護管理を促す全般的ガイドライン「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、鳥獣保護区の指定、被害防止のための捕獲及びその体制の整備、違法捕獲の防止等の対策を総合的に推進しました。また、鳥獣による人身や農作物などに及ぼす被害を防ぎ、人間と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを進めるため、都道府県における特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）や、市町村における被害防止計画が策定され、これらに基づく取組が進められています。

特定計画については、平成25年4月現在で46都道府県、127計画が作成されており、国においては、都道府県における特定計画作成や保護管理のより効果的な実施を支援するため、平成24年度に、特定鳥獣5種（イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ）について、種ごとに保護管理検討会を設置し、効果的な保護管理手法等の最新の知見についてとりまとめるとともに、ニホンジカやイノシシの個体数推定や生息状況等調査のあり方について検討を進めています。当該検討会で整理された内容や最新の知見について、特定計画作成のためのガイドラインの補遺となる「保護管理レポート」を平成25年3月に作成し（平成25年9月末現在で特定計画作成のためのガイドラインを5回補足・改訂）、都道府県へ配布し積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行いました。平成32年までに6種およびそのべ12回のガイドラインの補足・改訂を目指しています。

また、個体群が広域的に分布または移動する鳥獣の保護管理に当たっては、単独の都道府県による取組だけでは十分な効果が望めないことから、広域的な保護管理を推進するため、カワウ2地域、クマ類1地域、ニホンジカ1地域について広域保護管理指針を作成し、広域協議会や連絡会議を開催しています。国、地方公共団体、専門家等の関係者間で意見交換、情報共有等を進めるとともに、関東山地ニホンジカ広域協議会においては、実施計画に基づき、関係機関の連携のもと、各種対策の実施を推進しています。

被害防止計画については、平成25年10月末現在で1,369市町村が計画を作成しており、平成23年からの2年間で241市町村増えました。国においては、被害防止計画に基づく総合的な取組や鳥獣の個体数抑制のための集中的な捕獲活動について、交付金措置を含む総合的な支援を行いました。

狩猟者人口は、約53万人（昭和45年度）から約20万人（平成23年度）まで減少し、高齢化も進んでおり、被害防止のための捕獲などを行う鳥獣保護管理の担い手の育成が求められています。このため、狩猟免許の取得促進へ向けたフォーラムの開催、都道府県職員等への研修事業、鳥獣保護管理に係る人材登録事業を実施したほか、地域ぐるみの捕獲を進めるモデル地域において先進地づくりを進めました。

鳥獣保護法の施行状況の見直しについては、平成24年11月に中央環境審議会に対して諮問し、現在、自然環境部に「鳥獣保護管理のあり方検討小委員会」を設置し、将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築に向けて講ずべき措置の検討を進めています。

[課題] 近年、ニホンジカをはじめとする鳥獣の分布拡大と個体数増加に伴い、生態系、農林水産業又は生活環境に係る被害の拡大が問題となっています。このため、鳥獣保護管理の新たな担い手の確保、効率的な捕獲手法や体制の整備など、将来にわたって鳥獣との共存を図るための各種対策を総合的に実施し、各主体が連携して科学的・計画的な保護管理を一層推進していく必要があります。

【2-3 生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進】

農林水産業の営みは、人々にとって身近な自然環境を形成し、多様な生物種が生育・生息する上で重要な役割を果たしてきました。農林水産業は、多くの生きものに対して正・負どちらにも大きく影響しうるものである一方で、農林水産業自身が自然生態系から得られるめぐみを楽しむことで成り立っているため、持続可能な農林水産業の維持・発展のためにはその基盤である生物多様性の保全が不可欠です。

農林水産分野においては、平成24年2月に改定した「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、田園地域・里地里山の保全、森林の保全、里海・海洋の保全など生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進しています。農業者一人ひとりが環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範については、平成17年度以降、補助事業等の要件等への関連付けにより普及・定着を図っており、平成25年度は38事業において実施されました。農薬・肥料の使用量低減のための取組としては、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式を導入する農業者をエコファーマーとして認定しているほか、平成23年度から化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等への支援（環境保全型農業直接支援対策）を行っており、平成23年度の実施面積は17,009ha、平成24年度の実施面積は41,439ha（前年比約2.5倍）と大幅に増加しました。

林業分野においては、森林・林業基本計画（平成23年7月閣議決定）等に基づき、全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることを目指して、森林の整備・保全が進められています。国有林野においては、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林を、厳格な保全・管理を行う保護林や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、モニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めました。また、森林整備と野生鳥獣対策を一体的に行うため、被害防除活動体制の整備への支援や被害対策技術の開発等を実施しました。（※林業分野における取組の詳細は、3-2参照）

水産業分野においては、水産資源の保護・管理について、漁業法及び水産資源保護法に基づく採捕制限等の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理を行ってきています。また、保護水面の管理、「資源管理計画」の作成・実施、希少動物の混獲防止のための技術開発、生物資源の正確な資源量の変動予測のための研究開発等を実施しました。（※水産業分野における取組の詳細は、3-5参照）

また、農林業者や地域住民、NGO・NPO等の民間団体、事業者、地方公共団体など多様な主体による里地里山の保全活動の促進を図るため、地域の創意工夫と伝統的知識や技術の活用事例の再評価を行ったほか、農家等が行う生物多様性保全に関する生産活動等に対して、生物多様性の評価を活用し、企業等による支援を促す仕組みについて検討するなど、幅広い国民の理解と参加のもと総合的に生物多様性保全を推進しました。これらの取組に加え、農林水産業の生物多様性への正負の影響を把握し、上記のような取組を効果的に推進するための科学的根拠に基づく生物多様性指標の開発・実証に向けた検討を進めました。

[課題] 生物多様性の保全に資する農林水産業の取組を推進するための取組が行われ、エコファーマーの認定件数が増加するなど、着実に成果が得られています。農山漁村における人口減少・高齢化にともない、農林水産業従事者以外にも巻き込んだ地域ぐるみの取組が課題となっています。それらを促進するため、ガイドライン等の整備により新しく農林水産業に関わろうとする者の負担を軽減するとともに、生物多様性指標の開発・実証や生物多様性の観点からの農林水産業が育む生物多様性の経済的価値評価などにより農林水産業が果たしている役割を第3者にもわかりやすく示していくことが重要です。

【2-4 地域固有の野生生物を保全する取組の推進】

日本で確認されている生物の種の総数は約9万種、まだ知られていない生物も含めると30万種を越えると推定されており、約3,800万haという狭い国土面積（陸域）に多様な生物が生息・生育しています。また、陸生哺乳類及び維管束植物の約4割、爬虫類の約6割、両生類の約8割が日本のみに生息・生育する生物（日本固有種）であり、その割合が高いことも特徴です。環境省が平成24年8月及び25年2月に公表した第4次レッドリストにおいて絶滅のおそれのある種として掲載された種数は、10分類群合計で3,597種であり、平成18～19年度に公表した第3次レッドリストから442種増加しました。今次のレッドリストで初めて干潟の貝類が評価対象に加わったという事情はありますが、我が国の野生生物が置かれている状況は依然として厳しいことが明らかになりました。

野生生物は人間にとって欠くことのできない生存基盤を提供しており、その保全は大変重要な課題です。このため、①絶滅のおそれのある種の保存と②外来種による生態系等への被害対策について、それぞれ以下の取組を行いました。

表 2-2 日本の絶滅のおそれのある野生生物の種数

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

分類群	評価対象種数 (a)	絶滅 EX	野生絶滅 EW	絶滅のおそれのある種 (b)			準絶滅 危惧 NT	情報不足 DD	掲載種 数合計	絶滅のおそれ のある種の割合 (b/a)	
				絶滅危惧Ⅰ類		絶滅危惧Ⅱ類					
				ⅠA類 CR	ⅠB類 EN	Ⅱ類 VU					
動物	哺乳類	160 (180)	7 (4)	0 (0)	34 (42)			17 (18)	5 (9)	63 (73)	21%
	鳥類	約700 (約700)	14 (13)	1 (1)	24 (35)		10 (7)	21 (18)	17 (17)	150 (141)	
					12 (15)	12 (20)					
	爬虫類	98 (98)	0 (0)	0 (0)	97 (92)		43 (39)	17 (17)	3 (5)	56 (53)	
					54 (53)	31 (32)					
	両生類	66 (62)	0 (0)	0 (0)	36 (31)		23 (18)	20 (14)	1 (1)	43 (36)	
					13 (13)	9 (10)					
	汽水・淡水魚類	約400 (約400)	3 (4)	1 (0)	22 (21)		11 (11)	34 (26)	33 (39)	238 (213)	
					11 (10)	10 (9)					
昆虫類	約32,000 (約30,000)	4 (3)	0 (0)	167 (144)		44 (35)	353 (200)	153 (122)	868 (564)		
				123 (109)	54 (48)						
貝類	約3,200 (約1,100)	19 (22)	0 (0)	358 (239)		187 (129)	451 (275)	93 (73)	1126 (747)		
				171 (110)	106						
その他無脊椎動物	約5,300 (約4,200)	0 (0)	1 (1)	563 (377)		319 (214)	42 (40)	42 (39)	146 (136)		
				61 (56)	41 (39)						
動物小計		47 (46)	3 (2)	1338 (1002)			955 (608)	347 (305)	2690 (1963)	—	
植物等	維管束植物	約7,000 (約7,000)	32 (33)	10 (8)	1779 (1690)			297 (255)	37 (32)	2155 (2018)	25%
	維管束植物以外	約9,400≠ (約25,300)	34 (41)	2 (2)	1038 (1014)		741 (676)	125 (118)	157 (172)	798 (796)	
					519 (523)	519 (491)					
植物小計		66 (74)	12 (10)	2259 (2153)			422 (373)	194 (204)	2953 (2814)	—	
10分類群合計		113 (120)	15 (12)	3597 (3155)			1377 (981)	541 (509)	5643 (4777)	—	

- (1) 動物の評価対象種数(亜種等を含む)は「日本産野生生物目録(環境庁編 1993,1995,1998)」等による。
 (2) 植物等のうち、維管束植物の評価対象種数(亜種等を含む)は日本植物分類学会の集計による。
 (3) 植物等のうち、維管束植物以外(蘚苔類、藻類、地衣類、菌類)の評価対象種数(亜種等を含む)は環境省調査による。
 (4) 表中の括弧内の数字は、前回の第3次レッドリスト(平成18、19(2006、2007)年公表)における掲載種数を示す。
 (5) 昆虫類は今回から、絶滅危惧Ⅰ類をさらにⅠA類(CR)とⅠB類(EN)に区分して評価を行った。
 (6) 貝類、その他無脊椎動物及び維管束植物以外については、絶滅危惧Ⅰ類のうちⅠA類とⅠB類の区分は行っていない。

注) 肉眼的に評価が出来ない種等を除いた種数。

カテゴリは以下のとおり。

- 絶滅(Extinct): 我が国では既に絶滅したと考えられる種
 野生絶滅(Extinct in the Wild): 飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
 絶滅危惧Ⅰ類(Critically Endangered + Endangered): 絶滅の危機に瀕している種
 絶滅危惧Ⅱ類(Vulnerable): 絶滅の危険が増大している種
 準絶滅危惧(Near Threatened): 存続基盤が脆弱な種
 情報不足(Data Deficient): 評価するだけの情報が不足している種

①絶滅のおそれのある種の保存

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種としては、哺乳類5種、鳥類37種、爬虫類1種、両生類1種、汽水・淡水魚類4種、昆虫類15種、植物26種の89種を指定し、捕獲や譲渡し等を規制するとともに、49種について保護増殖事業計画を策定し、生息地の整備や個体の繁殖等の保護増殖事業を行っています。また、同法に基づき指定している生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。

種の保存法については、平成25年3月に中央環境審議会より「絶滅のおそれのある野生生物の保全に

つき、今後講ずべき措置について」の答申を得たことを受け、第183回国会において罰則の強化等を図る改正がなされました。引き続き、レッドリストの掲載種の中で特に保護の優先度が高い種について、生息状況等に関する詳細な調査の実施等により更なる情報収集を行い、生息・生育地域の自然的・社会的状況を踏まえ、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種を2020年までに300種新規指定することを目指す等、必要な保護措置を講じていきます。

トキやコウノトリ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナなど、絶滅のおそれが極めて高く、本来の生息域内における保全施策のみで種を存続させることが難しい種について、飼育下繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を進めています。これらの動物の保護増殖を進め、野生復帰を進める場合には、生物多様性の保全に配慮した農林業などを通じた生息環境の保全整備が必要です。現在、各地で多様な野生生物をはぐくむ空間づくりが進められており、そこで収穫された米の購入等を通じて地域外の人々がそうした活動を支援する「自然共生圏」の考え方に沿った取組も行われています（図2-2）。

<p>トキ（ペリカン目 トキ科）</p> <p>■ 環境省レッドリストランク 野生絶滅（EW）</p> <p>■ 生息地 江戸時代までは日本のほぼ全域に生息</p> <p>■ 事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡トキ保護センターでの飼育下繁殖及び国内4ヵ所で分散飼育 ・ 新潟県佐渡市において野生復帰を目指した放鳥の実施 ・ 放鳥個体のモニタリング調査等 ・ 2012年に国内の自然界では1976年以来36年ぶりに8羽のヒナが誕生  <p>写真：環境省</p>	<p>アユモドキ（コイ目 ドジョウ科）</p> <p>■ 環境省レッドリストランク 絶滅危惧ⅠA類（GR）</p> <p>■ 生息地 琵琶湖・淀川水系と岡山県下の数河川</p> <p>■ 事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生息状況調査や外来種の侵入防止及び駆除の実施 ・ 密漁防止のための巡視及び繁殖環境維持のための清掃 ・ 遺伝子分析 ・ パネル展示やステッカー作成による普及啓発 ・ テレメトリー調査による生態の把握  <p>写真：阿部 司</p>
<p>アカガシラカラスバト（ハト目 ハト科）</p> <p>■ 環境省レッドリストランク 絶滅危惧ⅠA類（GR）</p> <p>■ 生息地 小笠原諸島</p> <p>■ 推定個体数 全体で数十羽程度と推定</p> <p>■ 事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足環装着、目撃情報による生息状況の把握等 ・ 外来樹やネズミ類の駆除、ノネコ捕獲などによる生息環境の保全 ・ 飼育方法の確立のための域外保全  <p>写真：環境省</p>	<p>ウラジロコムラサキ（クマツヅラ科）</p> <p>■ 環境省レッドリストランク 絶滅危惧ⅠB類（EN）</p> <p>■ 生育地 小笠原諸島</p> <p>■ 事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本種を採食するノヤギの駆除と侵入防止柵の設置 ・ 東京大学附属植物園における増殖技術の開発、自生株由来の系統保存 ・ ノヤギ駆除の取組により野生個体群が回復したことから、絶滅危惧ⅠA類から絶滅危惧ⅠB類にランクが下がった。  <p>写真：環境省</p>

図2-2 主な保護増殖事業の概要

②外来種による生態系等への被害対策

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づき、107 種類の特定外来生物（平成25年9月現在）の輸入、飼養等を規制しています。外来種による影響は、特に、固有の野生生物が生息・生育する島嶼部など特有の生態系を有する地域において大きいため、防除などの対策を進めました。

また、奄美大島や沖縄島北部（やんばる地域）の希少動物を捕食するマングースの防除事業、小笠原諸島におけるグリーンアノールやアカギ等の外来種の駆除等のほか、アライグマについての防除モデル事業等、具体的な対策を進めました。さらに、外来種の適正な飼育に係る呼びかけ、ホームページ（<http://www.env.go.jp/nature/intro/>）等での普及啓発を実施しました。

さらに、外来生物法施行後5年以上が経過したことを受けて、中央環境審議会野生生物部会において施行状況の検討が行われた結果、平成24年12月に中央環境審議会から主務大臣に対して外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置についての意見具申がなされました。この内容も踏まえ、第183回国会において外来生物法について外来生物が交雑することにより生じた生物も規制対象とできるようにする等の改正が行われ、平成25年6月に公布されました。

また、外来種全般に関する中期的な総合戦略である外来種被害防止行動計画（仮称）や、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある外来種のリストである侵略的外来種リスト（仮称）の作成に向けた会議を開催し、検討を進めています。

[課題] 地域固有の野生生物を保全するため、法制度の整備による規制、希少種の保護増殖事業の実施、外来種の駆除等が進められていますが、気候変動の影響とみられる生態系の変化や外来種の影響の拡大など、我が国の野生生物が置かれている状況は依然として厳しい状態にあります。今後も引き続き、各主体による取組や支援を促進しつつ、科学的知見に基づき、規制的措置や防除事業、普及啓発などを総合的に組み合わせた対策を実施していくことが有効と考えられます。

【2-5 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進】

生命と物質の循環を健全な状態で維持し、持続可能な社会を形成するためには、生物多様性の保全と持続可能な利用、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減、気候変動の緩和と適応の相互の関係をとらえ、統合的な取組を進めていくことが重要です。取組を進めるにあたっては、人口減少や高齢化社会の進展といった今後の社会状況の変化を見据えつつ、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては循環の環を広域化させていくという複層的な「地域循環圏」の構築や、生態系サービスの需給でつながる地域間の連携や交流を深めていくための方策の検討を進めることも重要です。また、再生可能エネルギーを用いた自立・分散型のエネルギーシステムの普及にあたり、生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮することが重要です。

地域が有する自然資源の有効活用と気候変動の緩和にも資するバイオマスについては、その活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成22年12月にバイオマス活用推進基本

計画が閣議決定されました。この基本計画では、平成32年までに600市町村において市町村バイオマス活用推進計画を策定することなどが掲げられており、平成25年9月時点で18市町村が策定済みとなっています。またこの基本計画に基づき、バイオマス利用技術の横断的評価と事業化に向けた戦略検討、低コスト化・高効率化に向けた実証事業や技術開発の支援等を行いました。さらに事業者向けに、非化石エネルギーの利用促進に関する基本方針を策定し、目標設定やその達成のための措置に関する判断基準の公表などの支援を行っています。このほか、CO2吸収源としての森林の適切な整備・保全の推進、里地里山の草本質系バイオマス資源の有効活用法の検討、廃棄物系バイオマスのメタン・ディーゼル利用推進等を進めました。下水汚泥のリサイクル率は、平成23年度実績で55%まで増加しています。再生可能エネルギー利用促進に向け、風力発電施設へのバードストライクのリスク軽減の技術開発にも努めています。

また、適正で効果的なレアメタルのリサイクルシステム構築を目指し「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成25年4月に施行されました。本法に基づく小型家電リサイクルの着実な実施は、資源採取に伴う自然破壊の防止にも資するものです。国は市町村と連携し、関係するリサイクルシステムの構築に向けた実証事業や国民への普及啓発、製品の長寿命化やレアメタル機能代替等の技術開発支援などを実施しています。また、海岸におけるごみ対策や清掃なども、地域住民と連携し、ボランティア、NGOなどの協力も得ながら進め、環境教育の充実やモラル向上のための啓発活動の充実にも努めています。これらに計画段階から住民等が参画することで、地域固有の課題に対応する官民一体の環境保全の取組が推進され、地域における人と自然との関係の再構築にも寄与しています。

[課題] 今後も、地域の自然資源が有効に利活用され生態系への負の影響が低減されるよう、各地域における再生可能エネルギーの利用や廃棄物・リサイクル対策を、引き続き推進していくことが必要です。その際、持続可能な社会を目指して生物多様性関連施策とともに統合的に取り組んでいくことが重要です。なお、再生可能エネルギーの導入促進に当たっては、野生生物との共存のみならず景観を保護するための検討も併せて進めていく必要があります。

基本戦略2 まとめ

地方における人口減少・高齢化・ライフスタイルの近代化が進む中で、地域資源の適切な利用メカニズムの喪失や里地里山等の管理の担い手不足、鳥獣の生息と人間活動との軋轢の拡大、それらによる生物多様性の損失などの課題に対応するため、固有種の保全や外来種対策のための地域ぐるみの取組を着実に進めるとともに、鳥獣管理の担い手となる人材の確保や技術的支援を行いました。これらの取組により、トキの野生復帰など一定の成果が得られています。

引き続き、生物多様性を重視した農業など地域社会への多面的な貢献や、気候変動の緩和・資源の地域循環にも資するような地域資源の利活用等を促進するための制度整備や技術開発等の取組を進めるとともに、都市と農山漁村との交流を積極的に支援し、多様な主体がさまざまな関わり方で里地里山等の管理に携わり、持続的に利用する枠組みを構築することが必要です。

基本戦略3 森・里・川・海のつながりを確保する

数値から見る達成状況

基本戦略3に該当する主な数値目標の達成状況については、表3-1のとおりです。制度開始直後の取組などはほかの項目と比べて到達率が低めであるものの、おおむね全ての取組について着実に進捗しており、自然再生事業計画数などいくつかの項目については既に目標値を達成しています。目標値の達成に向けて、今後も引き続き取組を進めていくとともに、既に達成済みの項目については達成の継続を図るとともに、さらなる拡大・向上に努めます。

表3-1 基本戦略3に該当する主な数値目標の達成状況

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率※1	到達率※2
生態系維持回復事業計画策定地域数	9地域 [H32年度]	6地域 [H23年度末]	8地域 [平成25年度]	66.7%	88.9%
保安林面積	1,281万ha [H36.3]	1,202万ha [H23年度末]	1,209万ha [H24年度末]	8.9%	94.4%
ラムサール条約湿地	10箇所増 (56箇所) [H32]	- (46箇所) [H24.8]	0箇所増 (46箇所) [H25.9]	0.0% 0.0%	0.0% 82.1%
自然再生事業実施計画数	35 [H27年度]	26 [H23年度末]	35 [H25]	100%	100%
自然再生協議会設置数	29 [H27年度]	24 [H23年度末]	24 [H25]	0.0%	82.8%
CO2森林吸収量 (基準年年総排出量比) ※基準年=1990年	3.5% [H25~32平均]	3.8% [H20~24平均]	-	-	-
周辺の森林の山地災害防止機能が確保された集落の数	約5.6万集落 [H25年度]	5.3万集落 [H22年度末]	5.4万集落 [H24]	33.3%	96.4%
水生生物の保全に係る水質環境基準に関する 類型指定水域	40水域 [H24年度末]	37水域 [H23年度末]	40水域 [H25年度]	100.0%	100.0%
藻場・干潟の保全・造成	5,500ha [H24~H28年度]	4,800ha [H19~22年度]	738ha [H24年度]	-	13.4%
干潟の再生割合	約40% [H28年度末]	37.8% [H23年度末]	38.0% [H24年度末]	9.1%	95.0%
農業集落排水処理人口整備率	76% [H28年度]	68% [H21年度]	87% [H24年度末]	240.0%	114.7%
漁場のたい積物除去	23万ha [H24~H28年度]	31.3万ha [H19~22年度]	3.6万ha [H24年度]	-	15.7%

魚礁や増養殖場の整備	6万ha [H24～H28年度]	4.1万ha [H19～22年度]	2.3万ha [H24年度]	—	38.3%
漁業集落排水処理人口比率	65% [H28年度]	49% [H21年度末]	53.9% [H23年度]	30.6%	82.9%
多国間漁業協定	47協定 (維持・増加) [毎年度]	47協定 [H23年度末]	52協定 [H25]	—	110.6%
海面養殖生産に占める 漁場改善計画対象水面生産割合	9割 [H34]	7割台 [H22]	85.5% [H25.1]	67.6%	95.0%
三大湾における底質改善割合	約50% [H28年度末]	46.2% [H23年度末]	47.0% [H24年度末]	21.1%	94.0%
水質総量削減における化学的酸素要求量(COD)	東京湾:177t/日 伊勢湾:146t/日 瀬戸内海:472t/日 [H26年度]	183t/日 158t/日 468t/日 [H21年度]	178t/日 153t/日 450t/日 [H23年度]	83.3% 41.7% —	99.4% 95.4% 104.9%
奄美大島のマングース捕獲数<<再掲>>	0頭 [H34]	272頭 [H23年度]	179頭 [H24年度]	34.2%	34.2%
奄美大島のマングースの1000わな日当たりの捕獲頭数<<再掲>>	0頭 [H34]	0.13頭 [H23年度]	0.08頭 [H24年度末]	38.5%	38.5%
木質バイオマス利用量(間伐材等由来) <<再掲>>	600万m3 [H32]	55万m3 [H22]	88.5万m3 [H24]	6.1%	14.8%
市町村バイオマス活用推進計画の策定数<<再掲>>	600市町村 [H32]	(制度開始前)	18市町村 [H25.3]	—	3.0%

※1 進捗率:生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。
「進捗率」= {(点検値-当初値)/(目標値-当初値)}×100 (%)

※2 到達率:戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」=(点検値/目標値)×100 (%)

取組例

【3-1 生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進】

①生態系ネットワークの形成

地域固有の生物相の安定した存続、あるいは損なわれた生物相の回復を目的として、十分な規模の保護地域を核としながら、それぞれの生物の生態特性に応じて、生息・生育空間のつながりや、適切な配置が確保された生態系のネットワーク(エコロジカル・ネットワーク)を形成するため、平成20年度に全国レベルのエコロジカル・ネットワーク構想の検討を開始し、マネジメント手法の検討や取組効果の評価等を実施して、平成21年度に「全国エコロジカル・ネットワーク構想」を取りまとめました。また、地域生物多様性保全活動支援事業等を通じて、北海道後志地域など、流域でつながった複数の地方公共団体が連携

して取り組む生態系ネットワークの形成を促しました。このほか、森林から海まで河川を通じた生態系のつながりのみならず、河川から水田、水路、ため池、集落などを途切れなく結ぶ水と生態系のネットワーク作りに向けた取組を進めるなど、さまざまなレベルで多層的なネットワーク作りを推進しています。

②重要地域の保全

生態系ネットワークの形成を進めるためには、ネットワークの核となる優れた自然環境を有する地域を適切に保全し、これらを有機的につなぐことが重要です。我が国においては、生物多様性の保全上特に重要な地域を法令に基づき指定し、管理を行っています。

<自然環境保全地域>

自然環境保全法に基づく保護地域には、国が指定する原生自然環境保全地域と自然環境保全地域、都道府県が条例により指定する都道府県自然環境保全地域があります。これらの地域は、極力、自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、我が国の生物多様性の保全にとって重要な役割を担っています。平成25年9月現在、原生自然環境保全地域として5地域（5,631ha）、自然環境保全地域として10地域（21,593ha）を指定しています。これらについて生態系の現況把握や標識の整備等を通じ、適正な保全管理に努めました。また、都道府県自然環境保全地域として542地域（77,344ha）が指定されています。

<自然公園>

脊梁^{せきりょう}山脈を中心に国土の14%以上の面積をカバーしている国立・国定公園などの自然公園は全国レベルの生態系ネットワークの核として重要な役割を担っています。自然公園法に基づいて指定される国立、国定公園については、平成25年9月現在で、それぞれ30箇所・面積2,095,786ha、56箇所・面積1,362,613haが指定されており、適正な保護及び利用の増進を図るため、公園を取り巻く社会条件等の変化に応じ、公園区域及び公園計画の見直しを行っています。平成24年度は、瀬戸内海国立公園（淡路地域、山口県地域及び大分県地域）、阿寒国立公園、富士箱根伊豆国立公園、天竜奥三河国定公園の公園区域や公園計画の見直しを実施しました。また、平成22年10月に公表した国立・国定公園総点検事業の結果により選定した国立・国定公園の指定又は大規模な拡張の対象となり得る候補地のうち、三陸海岸については、平成25年5月に陸中海岸国立公園を拡張し、三陸復興国立公園として指定しました。また、平成25年度中に慶良間諸島国立公園の新規指定を目指し、平成25年8月に指定案についてパブリックコメントを実施しました。

自然公園の管理を充実させるため、生態系維持回復事業計画を新たに阿寒国立公園で2計画策定し、累計7つの国立公園での8つの計画に基づきニホンジカや外来種による生態系被害に対する総合的かつ順応的な対策を実施しました。また、外来種による捕食等で固有種が減少するなど深刻な影響が出ている小笠原国立公園及び西表石垣国立公園における外来種防除実施計画の策定とそれに基づく防除事業と生態系被害の調査モニタリングの実施、釧路湿原国立公園等における植生復元施設や自然再生施設等の整備を推進しました。

国立公園の管理に当たっては、地方公共団体等の考え方を適切に反映し、地域の観光施策等と連携した魅力的な国立公園づくりを進めるとともに、協働型の管理運営体制を構築するため、国、地方公共団

体、地域住民、専門家、企業、NGOなどの協働による管理運営体制の構築を進めています。そのため、平成25年9月現在で2箇所の国立公園において、各関係機関が参画する協議会をモデル的に設置しています。また、地域の自然に精通した住民、民間団体などの自発的な自然環境の保全・管理を推進するため、自然公園法に基づき、一定の管理能力を有する団体を公園管理団体として指定し（平成25年9月末現在、国立公園で5団体、国定公園で2団体）、より実態に即したきめ細やかな管理を支援しています。さらに、国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し貴重な野生生物の保護対策、外来種の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修等の作業を「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業」により行いました。グリーンワーカー事業は平成25年度には、30の国立公園及び19の国指定鳥獣保護区で実施しました。また、海域についても国立・国定公園保全管理強化事業（マリンワーカー事業）により、オニヒトデの駆除等によるサンゴの保全活動や、海岸清掃によるウミガメや海鳥の繁殖地の保全活動を実施しています。平成25年度はマリンワーカー事業を、海域を有する14国立公園で実施しました。

このほか、厳正な保護管理に向け国立公園のうち自然保護上特に重要な地域を対象とした民有地の買い上げ、国立公園内の自動車利用の適正化や衛生施設の整備による適正利用を推進しました。

<鳥獣保護区>

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定は、鳥獣の保護を図るうえで根幹となる制度です。平成24年度は、渡良瀬遊水地（わたらせゆうすいち）、円山川下流域（まるやまがわかりゆういき）、荒尾干潟（あらおひがた）を新たに指定し、全国の国指定鳥獣保護区は平成25年9月現在、82箇所、585,025ha、同特別保護地区は66箇所、158,853ha、同特別保護指定区域は2箇所、1,159haとなっています。国指定鳥獣保護区においては、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しつつ、関係機関との調整を図りながら、大規模生息地の保護区（行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣の保護区）、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣の生息地の保護区として適正な管理を進めています。

<生息地等保護区>

種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定しており、平成25年9月末現在、全国の生息地等保護区は9箇所、885ha、このうち管理地区は9箇所、385haとなっています。絶滅のおそれのある野生動植物の種の安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、国内希少野生動植物種の生息・生育環境が良好に維持されている場所などを優先し、生息地等保護区の指定の推進を図ります。

<名勝（自然的なもの）、天然記念物>

文化財保護法に基づき、峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝（自然的なもの）に、動植物、地質鉱物で学術上価値が高く我が国の自然を記念するものを天然記念物に指定しており、名勝（自然的なもの）は平成23年8月から平成25年9月までの間に4県で計5件指定し累計157件（うち特別名勝12件）、天然記念物については、11県で計20件指定し、累計1,005件（うち特別天然記念物75件）が

指定されています。さらに、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体と連携して特別天然記念物コウノトリの野生復帰事業など23件について再生事業を実施しました。

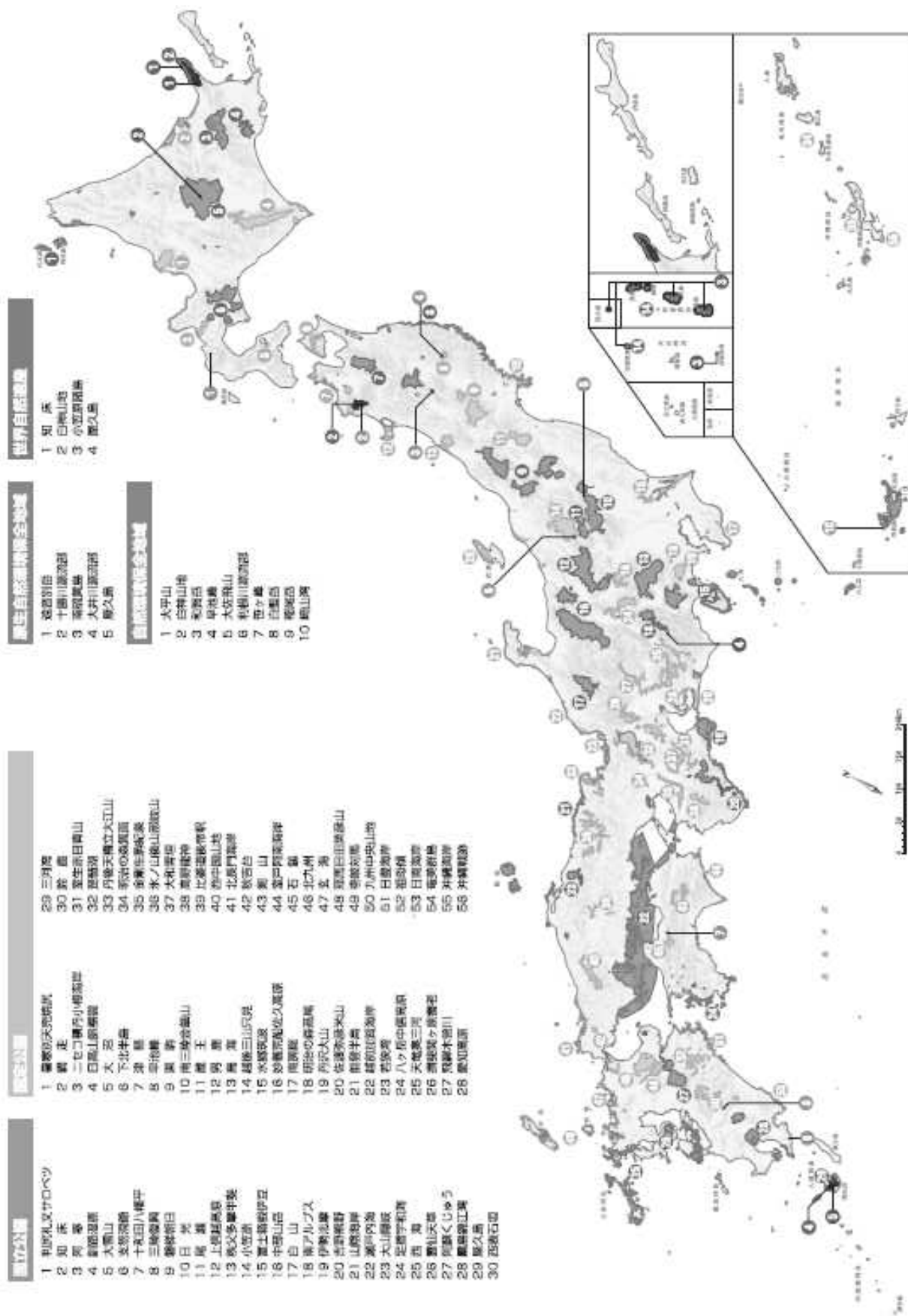
<保護林、緑の回廊>

国有林野において、原始的な森林生態系や希少な野生動植物の生息・生育する森林については、厳格な保全・管理を行う「保護林」や野生動植物の移動経路となる「緑の回廊」に設定しています。詳細は3-2参照。

<特別緑地保全地区等>

都市においては、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区や、「首都圏近郊緑地保全法」及び「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区などの指定を通じて、生物多様性の保全上重要な自然的環境を形成する緑地が保全されています。詳細は3-3参照。

図3-1 日本の国立・国定公園と世界自然遺産



③自然再生の取組

自然再生推進法に基づく自然再生協議会については、平成25年9月現在、全国で24ヶ所設立されています。この中で、24ヶ所で自然再生全体構想が作成され、うち20ヶ所で自然再生事業実施計画が作成されました（図3-2、表3-2）。平成24年度は、国立公園における直轄事業7地区、地域自主戦略交付金で地方公共団体を支援する事業8地区の計15地区で自然再生事業を実施しました。多様な主体と連携しながら広域的に生態系ネットワークを形成する等、先進的な自然再生事業を推進しています。これらの地区では、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習等を行いました。

また、自然再生推進法第7条に基づき自然再生に関する施策を総合的に推進するための方針として平成15年度に定められた自然再生基本方針については、平成20年10月に見直しが行われてから5年が経過しているため、その見直しについて検討を進めていきます。

都道府県による生態系の保全・回復のための事業を支援するため、平成24年度に地域自主戦略交付金のメニューとして生物多様性保全回復整備に関する事業を追加し、地域自主戦略交付金の廃止に伴い平成25年度に生物多様性保全回復施設整備交付金を創設しました。同事業により熊本県が実施する球磨川の自然再生事業等を支援しています。（※森林、都市、河川、沿岸・海域の各生態系に係る取組については、3-2～3-5参照）

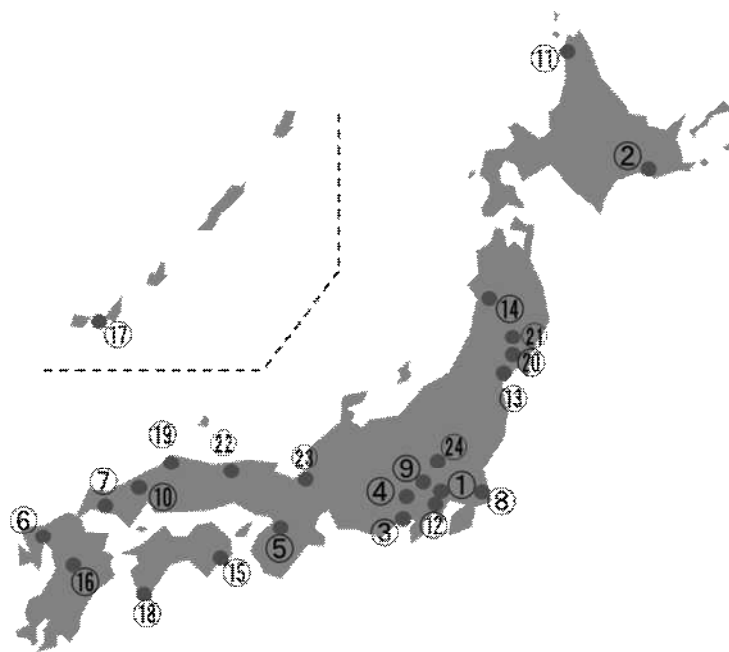


図3-2 自然再生協議会の設置箇所
(平成25年9月現在)

※図中の番号は表3-2に対応

表3-2 自然再生協議会の設置状況（平成25年9月現在）

	協議会名	位置	構成員数	設立日	全体構想	実施計画
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	39	H15.7.5	○	○
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	108	H15.11.15	○	○
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	静岡県	62	H16.1.29	○	○
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	44	H16.3.5	○	—
5	神於山保全活用推進協議会	大阪府	45	H16.5.25	○	○
6	櫻原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	42	H16.7.4	○	○
7	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	56	H16.8.1	○	—
8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	茨城県	39	H16.10.31	○	○
9	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	72	H16.11.6	○	—
10	八幡湿原自然再生協議会	広島県	30	H16.11.7	○	○
11	上サロベツ自然再生協議会	北海道	48	H17.1.19	○	○
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	36	H17.3.28	○	○
13	蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	22	H17.6.19	○	○
14	森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	15	H17.7.19	○	○
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	54	H17.9.9	○	○
16	阿蘇草原再生協議会	熊本県	235	H17.12.2	○	○
17	石西礁湖自然再生協議会	沖縄県	108	H18.2.27	○	○
18	竜串自然再生協議会	高知県	72	H18.9.9	○	○
19	中海自然再生協議会	島根県 鳥取県	81	H19.6.30	○	○
20	伊豆沼・内沼自然再生協議会	宮城県	38	H20.9.7	○	○
21	久保川イーハトーブ自然再生協議会	岩手県	31	H21.5.16	○	○
22	上山高原自然再生協議会	兵庫県	10	H22.3.21	○	○
23	三方五湖自然再生協議会	福井県	60	H23.5.1	○	○
24	多々良沼・城沼自然再生協議会	群馬県	51	H24.1.22	○	—

出典：環境省資料

[課題] 物多様性の保全や生物相の回復を図っていくにあたり、気候変動への適応としての取組の必要性も踏まえ、生態系ネットワークの形成を進めることが重要です。現在、生態系ネットワークの核となるような重要地域の保全・再生が着実に進められています。引き続き、これらの取組を進めるとともに、より効率的・効果的な実施を図るため、取組の基盤となる調査研究や技術開発のさらなる充実、人材の確保等にも努めていくことが重要です。

【3-2 森林の整備・保全】

①生態系ネットワークの構築に向けた取組と重要地域の保全

我が国の森林のうち、優れた自然環境の保全を含む公益的機能の発揮のため特に必要な森林を保安林に指定し、適正な管理を行っています。

国有林野については、奥地脊梁山地や水源地域を中心に里山まで全国各地に所在し、その生態系は農地、河川、海といった森林以外の様々な生態系とも結びついており、生態系ネットワークの根幹として、我が国の生物多様性の保全を図る上で重要な位置を占めています。

このため、原生的な森林生態系や希少な野生動植物の生息・生育地等については、厳格な保全・管理を行う「保護林」に設定しており、平成25年4月現在で96万5千haとなっています。「保護林」設定後は、設定状況を客観的に把握するため定期的に森林や動物等の状況変化をモニタリング調査し、区域の見直し等に役立っています。また、「保護林」の適切な保全・管理の一環として、植生等の回復やニホンジカ等による食害を防ぐための保護柵の設置等を進めています。

また、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の保存や遺伝的な多様性を確保するため、「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定しており、平成25年4月現在で58万3千haとなっています。「緑の回廊」においては人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に保残するなど、野生動植物の生息・生育に配慮した施業を行っており、より広範で効果的な森林生態系の保全に努めています。

②森林の適切な整備・保全

森林のもつ、国土保全、水源涵養、地球温暖化の防止、生物多様性保全等の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐の実施、伐採年齢の長期化、針広混交林化・広葉樹林化、モザイク的配置に留意した伐採及び的確な更新など、多様な森林づくりを推進しました。森林のもつ防災・減災の機能の活用にも資する取組としては、荒廃地における復旧対策等の実施や、東日本大震災からの復旧・再生の取組として平成24年2月に取りまとめた「今後における海岸防災林の再生について」に基づく海岸防災林の再生等を進めています。

過疎地域等の集落で、林業の担い手不足による森林の荒廃等の問題が発生していることを受け、森林資源を活用した新たな地域の取組を創出し山村集落の活力を高めるための取組の一環として、企業や森林ボランティア等広範な主体による森林づくり活動や全国植樹祭等の国土緑化行事等の普及啓発活動を行うとともに、森林資源のモニタリング調査、動態変化の解析手法の検討、身近な森林・樹木の適切な保全・管理のための技術開発等を推進し、我が国におけるこれらの取組を国内外に発信しました。

[課題] 森林施業に当たって、野生生物の営巣、餌場等として重要な空洞木や目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものの保残に努める等の配慮を行うとともに、生物多様性保全上特に重要な地域を「保護林」等に設定し、モニタリング調査や外来種対策等の取組を行っているほか、多様な主体が林業に関わる機会を提供するための普及啓発・情報提供等を行っています。引き続きこれらの施策を進め、生物多様性の保全にも資するような森林の整備・保全に向けて総合的に取り組んでいくことが重要です。

【3-3 都市の緑地の保全・再生など】

①緑地の保全・再生・創出・管理

都市における緑地は、生物の貴重な生息・生育の場であるとともに、都市住民にとって身近な自然とのふれあいの場として極めて重要であり、都市における生態系ネットワークの要となります。

都市における緑地の保全・再生・創出・管理については、地方公共団体に対する社会資本整備総合交付金等事業による財政的支援等により推進しており、平成23年度には都市公園等整備面積：960ha、特別緑地保全地区の指定面積：43ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積：201ha、市民緑地の指定面積：8.2haが増加しました。平成24年3月現在、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区については2,412ha、442地区、首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域については97,330ha、25区域、そのうち近郊緑地特別保全地区については3,718ha、30地区を指定し、都市における生物の貴重な生息・生育空間を確保するとともに、都市公園法に基づく都市公園等については、119,016ha、101,111箇所を整備し、都市における緑地による生態系ネットワークの形成を促進しました。

また、地方公共団体が緑の基本計画を策定又は改定する際、生物多様性の確保に当たって配慮することが考えられる事項をまとめた平成23年10月に策定した「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」の普及により、地方公共団体による都市における生態系ネットワークの形成の観点を踏まえた緑の基本計画の策定や改定を推進しました。平成23年度には新たに2市町村において策定、13市町村において見直しを実施されました。地方公共団体の緑の基本計画に基づく都市公園等の整備や特別緑地保全地区等の土地の買入れ等の支援、民有地も含めた緑化の推進、風致地区の指定等を行い、緑地の保全・創出・再生・管理を進めるとともに、都市において道路、河川、公園緑地などが事業連携した水と緑のネットワークの形成を推進しました。さらに、都市の生物多様性の確保の取組を一層推進する観点から、平成25年5月に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定し、地方公共団体における生物多様性の状況や施策の進捗状況を評価し、さらなる取組を推進しました。

②都市域における水辺空間の保全・再生

都市域における水辺の空間は都市住民の自然とのふれあいの場としても重要であるため、健全な水循環系の構築や汚濁負荷の低減などの取組を推進しています。

都市地域から流入する汚濁負荷の低減に向けて、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進するとともに、下水道の普及促進や合流式下水道の改善対策等を推進しました。また、地方公共団体が実施する水路等の整備事業のうち、下水処理水等の再利用、貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、及び河川事業等との連携・共同事業を行うことにより健全な水循環系の再生を図る事業等に対して財政的支援を実施しました。このような国による財政的支援の実施により、地方公共団体において着実に下水処理水等の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制が進み、良好な水循環の維持・回復が進んでいると考えられます。特に水環境の悪化が著しい河川等については、全国32箇所において、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者等、関係者が一体となり、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定し、水質改善の取組を進めてきているところです。

これらの取組により、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全・創出や広域的な視点からの水循環系の構築を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携し提供しています。

③住民や事業者の参画を促す取組

都市近郊の生物多様性の確保には、周辺の自然環境に関心が強い都市住民や都市地域で事業を行ってい

る事業者と連携した取組が有効です。

土地所有者等が地方公共団体との契約により緑地又は緑化施設を公開する制度（市民緑地制度）や、土地所有者等が緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度（緑地協定制度）などの活用により、都市の住民による良好な緑地の保全・管理等が行われています。

また、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、一定割合以上の緑化を義務付ける緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度の活用により、民有地における緑化を推進しました。

開発事業において事業者が積極的に行っている緑地の保全・維持・活用のための取組を評価し、優秀な事例を認定・表彰することで事業者の努力を促す社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）の普及に努めており、平成24年度には新たに2サイトが認定されました。これにより、企業による緑地保全・再生活動を評価する取組を推進するとともに、生物多様性に配慮した事業者の活動を促進しました。

このほか、緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機材などに係る助成などを行う民間における事業などを積極的に支援するなど、多様な主体による取組の推進にむけた支援制度や広報活動等を通じ、緑地保全・再生・創出・管理の取組を支援しました。

[課題] 都市においては、生態系ネットワーク形成の観点を踏まえつつ、緑地や水辺の保全・再生・創出・管理に向けたが行われており、緑地面積の増加などの成果が得られています。取組の実施に当たっては、地方公共団体、事業者、民間団体、地域住民など多様な主体の参加促進や活動支援を行い、一体的な取組を進めています。今後も引き続きこれらの取組を実施し、都市郊外の自然環境とのつながりも考慮しながら都市における緑地による生態系ネットワークの形成を促進していくことが必要です。

【3-4 河川・湿地などの保全・再生】

①河川の保全・再生

平成18年に策定した「多自然川づくり基本指針」及び平成22年8月に通知した「中小河川に関する河道計画の技術基準について」に基づき、全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然川づくりを実施し、河川全体を視野にいたした生態系ネットワークの形成を進めました。

適切な保全を行うにあたり必要となる知見の充実を図るための取組として、河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベース (<http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/index.html>) として公表しているほか、世界最大規模の実験河川を有する自然共生研究センターにおける河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究や、生態学的な観点より河川を理解し川のあるべき姿を探ることを目的とした河川生態学術研究等が進められています。

②湿地の保全・再生

湿原や干潟等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場です。しかし、これらの湿地は全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、すでに失われてしまった湿地の再生・修復の手だてを講じる必要があります。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全に関する条約（以下「ラムサール条約」という。）に関しては、平成25年9月までに国内で46箇所のラムサール条約湿地が登録されています。国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかであって、登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地については、これまでの登録状況にも鑑み、平成32年までに新たに10箇所程度の登録を目指して新規登録及び拡張の可能性のある湿地の洗い出し作業を実施しています。

また、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁など、国内の500箇所の湿地を平成14年に選定した「重要湿地500」については、モニタリングサイト1000などを活用して現状把握を行った上で見直しを行っています。モニタリングサイト1000事業では、湿原、湖沼、ガンカモ類、シギ・チドリ類などについて調査を実施しており、平成26年度当初の公表に向け、5年に1度のとりまとめを行っています（※モニタリングサイト1000については、5－1参照）。

[課題] 河川・湿地については、森林、農地、都市、沿岸域などをつなぐことで国土の生態系ネットワークの重要な基軸となることを踏まえ、取組が進められています。水系、特に湿原は、生物多様性が豊かな地域であるとともに、人為の影響を受けやすい脆弱な生態系といえます。そのため、モニタリング等の調査により生物多様性の現状を適切に把握し、迅速に施策に反映させることが必要です。より一層継続的・効果的な調査を実施するため、手法の見直しやほかの全国的な調査データとの相互活用を図り、得られた情報が水系全体の環境の特性や生物多様性の保全上重要な地域等を容易に把握できるような環境情報図等の作成等に活用されることが重要です。

【3－5 沿岸・海洋域の保全・再生】

海洋に囲まれた我が国は、内海・内湾を数多く有し、沿岸では寒流と暖流が流れ、北の流水域から南のサンゴ礁域までの広がりがあります。海洋域は、深海に至るまでさまざまな環境を有し、海棲哺乳類、海鳥類、魚類をはじめ多くの生物が生息しています。海洋は、海流を通じて国境を超えてつながっており、その生態系は土砂の流下や栄養塩の供給などを通じて陸と密接な関係があります。陸域の水系が生態系ネットワークの縦軸とすれば、沿岸域は横軸として重要な役割を果たします。また、日本は世界で6番目に広い排他的経済水域等を持ち、その資源の保存及び管理や海洋汚染の防止に義務を負っています。

平成23年3月に策定した海洋生物多様性保全戦略及び海洋基本法に基づき平成25年4月に改定された新しい海洋基本計画に沿って、海洋環境の総合的な保全と管理のため、①規制的手法の対象範囲や内容の検討、②沿岸・海洋域の保全・再生、③持続的な水産資源の管理と希少な野生生物の保護、④海洋汚染への対策、⑤港湾、漁港及び漁場における環境整備等に取り組んでいます。また、これらの施策の立案及び実施のためには、海洋に関する科学的知見の充実が必要です。このため、モニタリングサイト1000事業では、国内の主要な干潟、藻場、サンゴ礁等について生物相等に関する調査を実施しており、磯・干潟・アマモ場・藻場については平成25年10月、サンゴ礁、砂浜（ウミガメ）等については平成26年度当初の公表に向け、現在、5年に1度のとりまとめを行っています（※モニタリングサイト1000については、5－1参照）。また、海洋生物について、平成28年度の公表を目指してレッドリストの検討を進めています。

①規制的手法の対象範囲や内容の検討

我が国では、海洋の生物多様性と生態系サービスを確保するために規制や管理措置を講ずる区域としては海洋保護区を設定しています。平成23年度から、海洋保護区の検討に資する基礎情報として、海洋基本計画、生物多様性国家戦略及び海洋生物多様性保全戦略に基づき、生物多様性保全上重要度の高い海域（重要海域）の抽出作業を進めています。海洋保護区の一つである自然公園については、平成25年9月時点で、国立公園海域公園地区数として114箇所、国定公園海域公園地区数として68箇所が指定されています。さらに、平成22年10月に公表した国立・国定公園総点検事業の結果において、今後10年間を目途に国立・国定公園の新規の指定や大幅な拡張の対象となり得る候補地として、紀伊半島沿岸海域や慶良間諸島沿岸海域などを選定しました。

資源管理手法としての海洋保護区の効果については、国内外の事例を調査し、総合的検証を実施しています。また、パンフレットの配布を通じた国内漁業者への普及啓発及び日本型海洋保護区の対外的発信を行っています。

②沿岸・海洋域の保全・再生

沿岸・海洋域については、藻場・干潟、サンゴ礁、砂浜等の保全・再生が行われているほか、港湾においては、港湾整備で発生した浚渫土砂等を有効に活用し、藻場・干潟等の整備を行っています。この良好な自然環境を活用し、児童や親子を対象に自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、「海辺の自然学校」等の取組を推進しています。（※里海の再生については、2－1参照）

■藻場・干潟の保全・再生■

漁港漁場整備長期計画に基づき、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備を継続して実施しており、平成24年度は738ha実施しました。平成24～28年度までの5年間でおおむね5.5千ha実施することを目標に取り組んでいます。

また、漁業者を中心とする多様な担い手によって、食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進するため、平成25年度より漁業者等を中心とする活動組織を立ち上げ、各地域に設置する地域協議会において計画の採択を実施しています。

■サンゴ礁の保全・再生■（※サンゴ礁に関する温暖化への対応は、3－6参照）

平成23年度から「サンゴ礁生態系保全行動計画フォローアップ会議」を毎年開催しています。同会議の中でサンゴに対する人為的圧力について既存情報を取りまとめました。上記の計画については、計画に沿った行動の実施が、サンゴ礁生態系の状態の改善に十分ではない懸念があるため、策定後5年後程度を目処に行動計画の見直しを行うこととしています。

平成25年度はサンゴ群集の再生を目的として、国立公園内の石西礁湖（沖縄県）、竜串（和歌山県）で自然再生事業を実施するとともに、徳島県が実施した竹ヶ島の自然再生事業に対して自然環境整備交付金により支援しています。また、サンゴの食害動物であるオニヒトデについて、平成24年度は5箇所の国立公園において駆除を実施しました。

■砂浜の保全・再生■

海岸侵食への対応として、「渚の創生」事業として、漁港、港湾内の浚渫土砂に加え、新たにこれらの施設周辺に堆積している土砂や河口、河道、ダムに堆積している土砂等を、海岸侵食箇所へ活用することにより、美しい砂浜を復元するとともに、広域的・効率的な海岸侵食対策を実施しています。また、平成24年度は11の国立公園でウミガメの産卵地となっている砂浜の清掃等を実施しました。

③持続的な水産資源の管理と希少な野生生物の保護

水産資源については、漁業法及び水産資源保護法に基づく採捕制限の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理が行われています。平成23年度からは、国および都道府県ごとの資源管理指針の策定と、漁業者団体による同指針に沿った資源管理計画の作成が行われており、幅広い漁業種類において、漁業実態に応じた各種の管理措置が実施されています。資源管理計画の作成数は着実に増加しており、平成25年3月末時点で全国で1,705件の資源管理計画が作成され、漁業者はこれに基づき公的な管理措置とともに自主的な管理措置を実施しました。また、保護水面の管理や、水産資源の希少性を適切に評価するための情報及び手法の調査・検討、水産資源として利用されている希少種の生息環境・生態・資源状況の調査等を実施しています。

また、混獲対策として、ウミガメ、サメ、海鳥等の混獲状況の調査や地域漁業管理機関の保存管理措置に基づいた混獲回避措置の実施に加え、平成25年度からウミガメ混獲防止技術の開発等を実施しています。

④海洋汚染への対策

海洋の生物多様性の保全のためには、海洋汚染による生態系への影響や漂流・漂着ごみの誤飲などによる動物への影響を避けることも重要です。このため、周辺海域の海洋汚染の状況を継続的に把握し、重金属類、有害な化学物質や赤潮の対策、漂流・漂着ごみの対策等を通じて海洋汚染の防止を図っています。

■海洋汚染対策■

海洋汚染の状況等を継続的に把握するため、特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（CEARAC）の活動を積極的に支援しています。特に、国連環境計画の地域海行動計画の1つとして採択された「北西太平洋地域における海洋・沿岸環境の保全、管理及び開発に向けた活動計画」（NOWPAP）のプロジェクトである富栄養化状況の判定手法について、平成23年に手法の案と手順書を策定するとともに、平成24～25年にはこれを用いた判定の試行的実施及び改善の検討を行いました。また、生物多様性を指標とした海洋環境評価手法について、各国共通の手法開発に向けた課題の抽出・整理を行いました。

また、閉鎖性海域については、各指定水域の水質等について経年的な調査を行っているほか、平成25年度より今後の水質総量削減制度の在り方を検討しています。

■漂流・漂着・海底ごみ対策■

漂着ごみについては、平成22年3月に閣議決定された「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を踏まえ、漂着したごみの分類、漂着経路や発生源等の推定、都道府県を対象とした海岸清掃事業マニュアルの策定や取組支援などにより、地域特性に応じた効果的かつ効率的な海岸清掃の実施を推進するとともに、漂流ごみ・海底ごみについても実態把握に努めました。その結果、海岸漂着物対策を推進するための地域計画の策定数が平成24年度には33都道府県になりました。また、地域住民等との連携による対策も重要であることから、地域住民やボランティア、NGOと連携したごみ対策や清掃の実施及び普及啓発・環境教育活動、漁業資材の減容化などを実施しました。また、NOWPAPにおける漂着ごみに関する地域行動計画（RAP-MALI）を通じた情報交換やケーススタディの実施により、外国由来の漂流・漂着ごみ問題への対応を強化しています。震災起因洋上漂着物に関しては、NGO連携支援及び漂流予測を通して、関係国における関係団体等と連携体制を構築し、情報交換・意見交換等を実施しています。

⑤漁港及び漁場における環境整備

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、平成24年度には漁港区域内の汚泥・ヘドロの除去等の整備を行う水域環境保全対策を2地区で実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮した構造を有する護岸等の整備を総合的に行う「自然調和・活用型漁港漁場作り推進事業」を全国11地区で実施しました。また、藻場・干潟の保全等を推進するとともに、漁場環境を保全するための森林整備に46都道府県で取り組みました。さらに、木材利用率が高い増殖礁の開発や漁場機能を強化する技術の開発・実証に全国14地区で取り組みました。加えて、サンゴの有性生殖による種苗生産を中心とした産後増殖技術の開発に取り組みました。このほか、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産卵場の造成も行いました。

[課題] 沿岸・海洋域については、保護区の設定等による規制的手法、保全再生、資源管理、汚染対策の実施等により、国はさまざまな主体と連携して総合的に取組を進めています。特に海洋は他国ともつながっているため、地球規模で状況を捉え、関係諸国と協力して取組を進めることが非常に重要です。

今後も、柔軟かつ機動的な管理を実現するための科学的知見の蓄積や技術開発を進めつつ、海洋保護区の設定や管理の充実、適切な資源管理の一層の推進、地域の実情に応じた汚染対策の実施や関係各国とのさらなる連携を推進し、総合的に対策を実施していくことが必要です。

【3-6 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進】

地球温暖化等の地球環境の変化により、生態系の攪乱や種の絶滅など生物多様性に対しても深刻な影響が生じることが危惧されています。生物多様性は気候変動に対して特に脆弱であり、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書（2007年）によると、特にサンゴ礁は約1～3℃の海面温度の上昇による白化や広範囲な死滅が頻発すると予測されています。また、気候変動の直接的・間接的影響により、世界各地での強い台風や集中豪雨、干ばつ、熱波などの異常気象の数と強さが増す可能性、海洋に

おける植物プランクトンの発生量の減少、海洋酸性化、人間や生物多様性に有害な影響を及ぼす生物の生息域の北上・拡大等が進行し、或いは進行する可能性も指摘されており、我が国においても自然環境の保全による緩和への貢献、及び生物多様性の保全と自然共生社会の実現の観点からの適応策の検討・実行が喫緊の課題となっています。

①気候変動の影響緩和に向けた取組

多くの炭素を固定している森林、草原、泥炭湿地などの湿原、土壌などを含む自然環境の構成要素を適切に保全することにより、生態系からの温室効果ガスの放出を抑制しています。国土の67%を占める森林においては、温室効果ガスの吸収源としての機能が十分に発揮されるよう、計画的な間伐、長伐期施業等を推進しました。国土の14.3%を指定している自然公園には、森林をはじめとした自然環境が多く含まれており、適切に保全することにより地球温暖化の緩和に貢献しています。(※自然公園の管理等については、3-1参照、森林の整備・保全については、3-2参照)

②温暖化の影響モニタリング、適応方策の検討

平成22年5月に公表した生物多様性総合評価においても、「地球温暖化の危機」による生物多様性の損失について、生物の分布、個体数、フェノロジーなどの変化が生じており、さらなる気温の上昇とともに生態系における生物間相互作用などが変化することが懸念されています。地球温暖化による環境変化を早期に発見し、現実的な対策を迅速に講じるためには、高山帯やサンゴ礁など特に地球温暖化による影響を受けやすい生態系におけるモニタリング体制の充実や分布変化の予測を実施することが必要です。このため、モニタリングサイト1000事業では、高山帯やサンゴ礁などにおいても継続的に調査を実施しています。また、生物多様性評価の地図化に関する検討調査業務において、地球温暖化による影響が懸念される種として、ブナとイワナの生息・生育適地の変化予測地図を作成しました(図3-2)。

気候変動に特に脆弱なサンゴについては、環境研究総合推進費において平成23～27年度を研究実施期間として、地球温暖化と海洋酸性化がサンゴ分布に及ぼす影響の予測等を行っています(図3-3)。また、平成25年6月には沖縄県で、独特の島しょ生態系を有する地域として県内の先進的事例を紹介しながら、地球温暖化防止やサンゴ礁保全への対応についての国際的な動向を踏まえつつ、環境と共生した持続可能なシマの社会のあるべき姿を検討し世界に発信していくために、「地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国際会議」を開催しました。

世界自然遺産地域においては、世界遺産委員会での議論を踏まえ、森林生態系における気候変動の影響のモニタリングプログラムを作成し、モニタリングに着手しています。また、気候変動が一因となり生息数が増加し植生の食害が問題となっているエゾシカについては、平成24年3月に第2期知床半島エゾシカ保護管理計画を策定し、これに基づき管理を進めており、捕獲等によるエゾシカの個体数調整を進めた結果、一定の成果が見られ、植生にも回復傾向が確認されました。

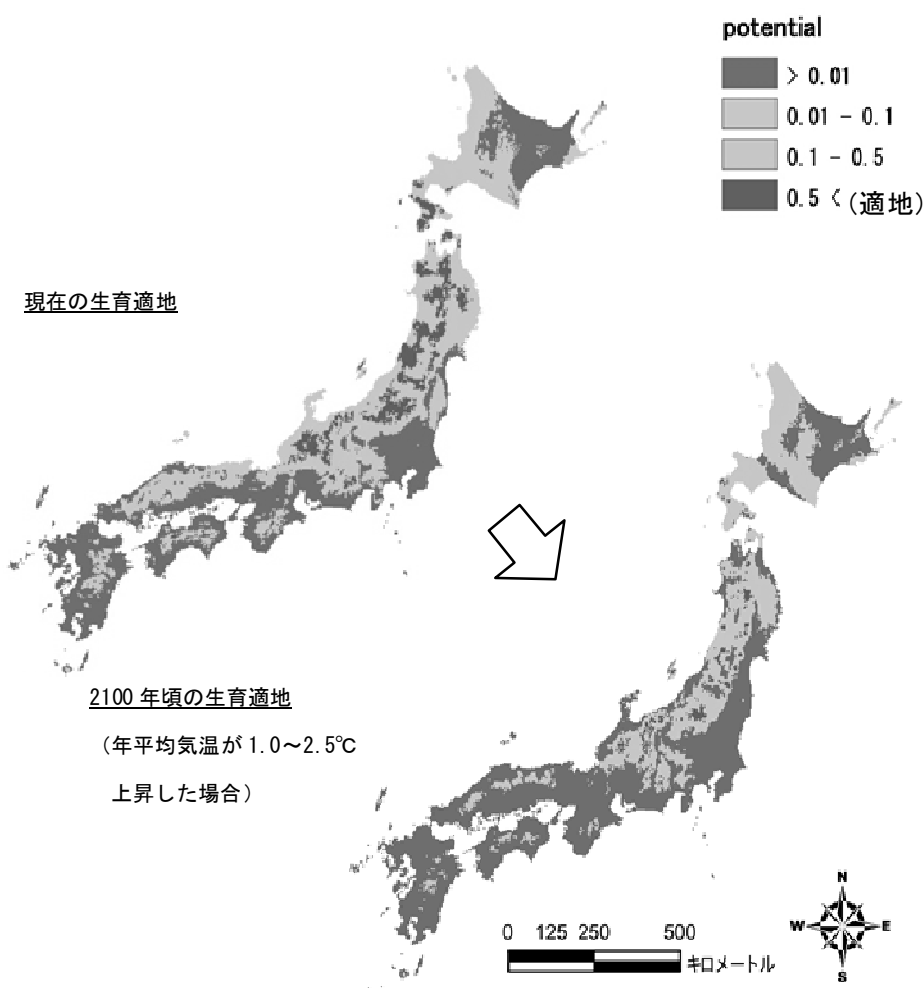


図 3 - 2 地球温暖化によるブナの生育適地の変化予測

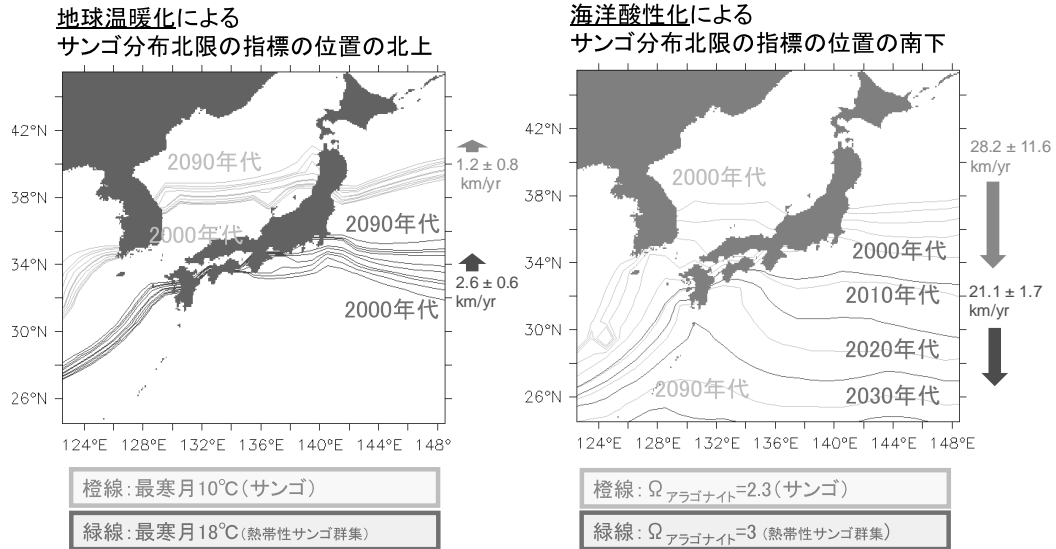
気候変動への適応策としては、健全な生態系を保全するとともに、生態系ネットワークを形成し、地球温暖化に伴う生物の自然の移動をスムーズに行えるようにすることが重要である国有林野において、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路となる「緑の回廊」を設定しています。

さらに、気候変動の影響により増加すると予想されている自然災害に対し、山地防災力の強化に向けた治山対策を推進しているほか、自然共生社会における対策の検討に向け、自然生態系が有する防災・減災機能を活用した取組について情報収集を開始しました。平成26年度には、その防災・減災機能の定量評価を行う予定です。

気候変動の科学的知見については、2014年3月に、横浜でIPCC総会が開催され、IPCC第5次評価報告書第2作業部会報告書（影響・適応・脆弱性）に関する報告書が承認・公表される予定です。

気候変動への適応については、平成27年夏頃を目途とした適応計画策定に向けて、「中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会」において、気候変動が日本にあたえる影響及びリスクの評価について審議が進められています。

A2「なりゆき」シナリオでのサンゴ分布の将来予測



B1「低炭素」シナリオでのサンゴ分布の将来予測

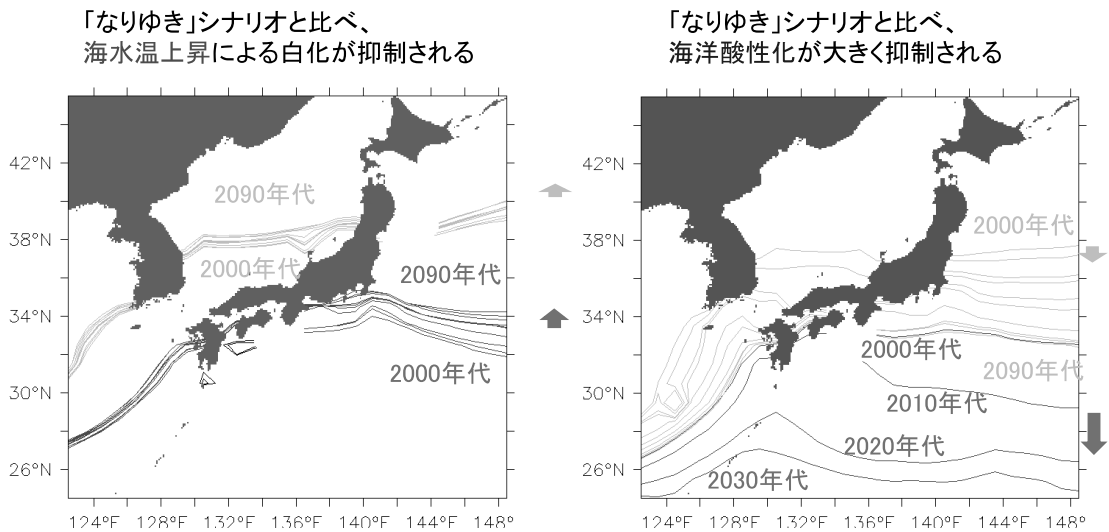


図3-3 気候変動シナリオでの地球温暖化と海洋酸性化によるサンゴ分布の変動予測

[課題] 気候変動に対し特に脆弱である生物多様性を保全するため、モニタリングや分布変化の予測の実施等により知見を充実させ、科学的基盤に基づき取組を進めるとともに、気候の変化に対する適応としての生物の移動が円滑に行われるよう、生態系ネットワークの形成を進めることが必要です。また、自然共生社会の実現において、災害等の激甚化・有害生物の分布拡大の影響への対応も必要となっています。こうした状況の中で、生物多様性分野における適応策について早急に検討し、対策を講じていくことが喫緊の課題となっています。その際、多様な種や生態系が時間をかけて地球温暖化に

伴い変化していくことに幅広く対応できるよう、生態系ネットワークの形成に関し、生物多様性が豊かな地域の配置とつながりを地域の特性に応じてまとまった規模で確保することや、南北方向や同じ山系での標高の高低方向などのつながりや配置も考慮しつつ生態系ネットワークの推進を図ることが重要です。また、自然共生社会の実現に向けて、気候変動の影響により増加すると予想されている自然災害に対しては、自然生態系の有する防災・減災機能を活用した対策を検討していくことが重要です。

基本戦略3 まとめ

我が国における総人口の減少、気候変動やそれにより増加すると予想されている自然災害等から私たち人間の存続基盤でもある生態系を保全し、再生していくためには、国土レベルでの生態系ネットワークの基軸のつながりを確保していくとともに、自然本来の特性やメカニズム、歴史性を考慮しつつ、自然公園等の生物多様性保全上重要な地域を核として自然生態系そのもののまとまりを確保していくことが必要です。

現在、生態系ネットワークの核となるような重要地域の保全・再生や、自然環境の保全・整備・管理に関する計画等を策定する際の生態系ネットワークへの配慮など、生態系ネットワークの形成に向けた取組が着実に進められています。我が国の人口減少や気候変動等により引き起こされる影響から生物多様性を保全するために十分であるとはいえません。モニタリングの実施や将来予測等の基礎的調査・研究をより一層充実させ、科学的知見に基づき、生物多様性保全上重要な地域の抽出・保全・再生等を行うとともに、特に気候変動に関しては、早急な適応計画の検討・策定とそれに基づく取組の推進が求められています。また、気候変動の影響により増加すると予想されている自然災害に対しては、自然共生社会の実現に向けて、自然生態系の有する防災・減災機能を活用した対策の検討が重要です。

基本戦略4 地球規模の視野を持って行動する

数値目標の達成状況

ラムサール条約湿地については、国家戦略策定からの1年間には新たな登録はありませんが、目標の達成に向けて、登録及び拡張の可能性のある湿地について調査を実施しています。また、アジア太平洋地域におけるラムサール条約登録湿地についても、国家戦略策定後に新たな登録はありませんでしたが、相手国において実地調査を実施するなど候補地の選定を支援しており、引き続き目標の達成に向けた取組を続けていきます。多国間漁業協定については目標値を達成しており、現在の協定数の維持・増大に努力してまいります。東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）交流会については、平成26年3月に開催する予定です。

表4-1 基本戦略4に該当する主な数値目標の達成状況

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率 ※1	到達率 ※2
ラムサール条約湿地<<再掲>>	10箇所増 (56箇所) [H32]	- (46箇所) [H24.8]	0箇所増 (46箇所) [H25.9]	0.0% 0.0%	0.0% 82.1%
多国間漁業協定<<再掲>>	47協定 (維持・増加) [毎年度]	47協定 [H24.3]	52協定 [H25]	-	110.6%
アジア太平洋地域におけるラムサール条約湿地追加	3箇所 [H27]	- [H24.9]	0箇所 [H25.9]	-	0.0%
東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ(EAAFP)交流会の開催	3回 [H32]	- [H24.9]	0回 [H25.9]	-	0.0%

※1 進捗率: 生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。

「進捗率」= {(点検値-当初値)/(目標値-当初値)}×100 (%)

※2 到達率: 戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」=(点検値/目標値)×100 (%)

取組例

【4-1 愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献】

我が国の生物多様性は、海や空を介して周辺の各国とつながりを持っています。また、我が国は資源の多くを輸入しており、世界の生物多様性に影響を与えています。このため、地球規模での視野を持って、国内で利用される自然資源の適切な流通や持続可能な利用を推進するとともに、世界の生物多様性の保全と持続可能な利用について国際的な連携を進めていくことが必要です。

生物多様性の損失を止め、臨界点※を回避するばかりではなく、生物多様性を回復し、健全な状態で将来世代に引き継ぐためには、世界全体で愛知目標が達成されなければなりません。生物多様性条約締約国

において愛知目標を踏まえた国別目標の設定を行い、生物多様性国家戦略に組み込んでいくことにより、各国の生物多様性関連施策を強化していくことが最も重要な課題の一つとなっています。このため、国内での取組はもちろんのこと、途上国における能力養成の支援などの国際貢献を積極的に行っていくことが求められています。

我が国は、生物多様性条約事務局に設立した「生物多様性日本基金」を活用し、生物多様性国家戦略の改定支援を中心とした、愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等の支援を進めています。

※それを超えると急激に生態系の状態が変化して別の平衡点に至る限界点

①COP10決定事項の実施

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標等を踏まえ、平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定しました。同戦略においては、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとして、目標年次を含めたわが国の国別目標（13目標）とその達成に向けた主要行動目標（48目標）、国別目標の達成状況を測るための指標（81指標）を設定しました。

愛知目標の達成を含め、生物多様性条約に基づく取組を地球規模で推進していくためには、途上国への資金供与や技術移転、能力養成が必要であることが強く指摘されています。このため、我が国は、愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等を支援するため、条約事務局に「生物多様性日本基金」を設置しています。基金に対しては我が国から平成22、23年度に計50億円を拠出しており、この基金を活用して、愛知目標達成に向けて生物多様性国家戦略の策定・改定を支援するための能力構築ワークショップが開催されており、平成25年5月までに世界22準地域で約170カ国からの参加がありました（図4-1）。

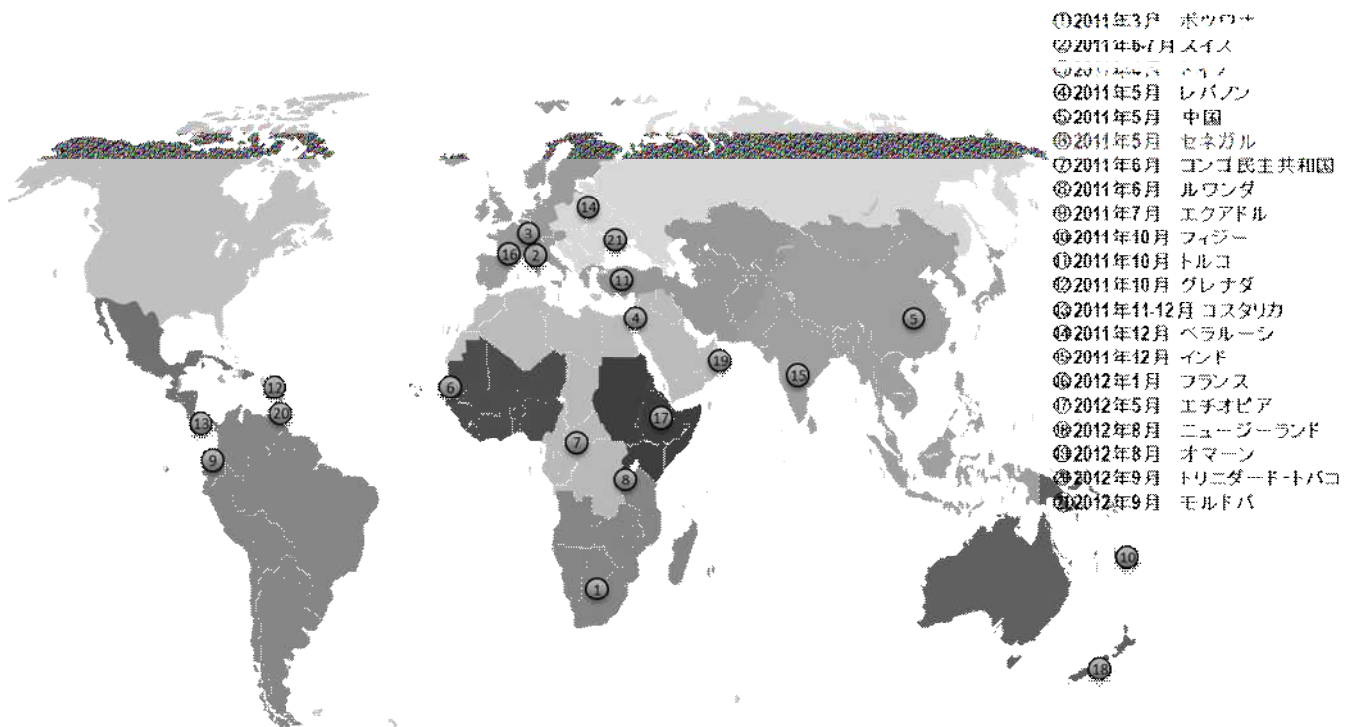


図4-1 生物多様性日本基金を活用したワークショップの開催状況

②遺伝資源へのアクセスと利益配分

遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分は、生物多様性の保全及び生物多様性の構成要素の持続可能な利用と並び生物多様性条約の目的の一つです。COP10において採択された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（以下「名古屋議定書」という。）に、我が国は平成23年5月に署名しました。

「生物多様性国家戦略2012-2020」では、可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも平成27年までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指すことを個別目標として掲げているところですが、国内措置の具体化を始めとしてさまざまな課題があることから、関係者及び関係省庁による検討を進め、とりまとめに向けた合意形成を目指します。名古屋議定書の締結に必要な国内措置の検討の一環として、環境省では平成24年9月から関係する産業界や学術分野の有識者により構成される「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」を開催し、我が国にふさわしい国内措置のあり方に関する意見のとりまとめを行っています。平成23年3月に、名古屋議定書の早期発効や効果的な実施に貢献するため、地球環境ファシリティ（GEF）によって管理・運営される名古屋議定書実施基金が設置されました。我が国は、平成23年4月に10億円を拠出しました。現在、パナマ、コロンビア、フィジー等の国内制度の発展、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に係る技術移転、民間セクターの参加促進等の活動が支援されています。

③遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置

国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」に基づき、「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」で求められている遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を実施しました。また、「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」について、関係省庁において締結に向けた情報収集と国内担保措置に関する検討を進めました。

④資源動員戦略

COP10で採択された愛知目標において、遅くとも2020年までに、資源動員を現在のレベルから顕著に増加させるという目標（目標20）が掲げられ、平成24年10月にインド・ハイデラバードで開催された生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）において、暫定的なものながら、開発途上国等に対する生物多様性に関する活動を支援するための国際的な資金フローを平成27年までに倍増させるという資源動員に関する目標が合意されました。我が国は、COP11直前に、暫定的報告枠組みに基づいて資源動員の状況を報告したところであり、平成26年2月末までに実施する予定の条約事務局への次回の報告に向けて、さらに精度の高い調査を実施するべく検討を行っています。

[課題] 愛知目標の達成に向けて、生物多様性国家戦略2012-2020に基づいて国内の取組を進めるとともに、生物多様性日本基金等を活用して途上国に引き続き支援を行うことが必要です。また、生物多

様性条約の3つの目的を地球規模で達成するため、引き続き途上国への資金的・技術的・人的支援を行うことが重要です。また、これらの目的を果たすための資源（資金、人的資源、技術等）動員の我が国における状況について、精度の高い調査を行い、報告枠組みを効果的なものとするための課題抽出や対策の検討を行うことが必要です。

【4-2 自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進】

人々が古くから持続的に利用・管理を行ってきた農地や二次林など、人間活動の影響を受けて形成・維持されている里地里山のような二次的な自然環境は、社会生態学的生産ランドスケープとも呼ばれ、多様な種がその生存のために適応・依存しており、その維持・再構築が生物多様性の保全・向上に重要な役割を果たします。都市化、産業化、地方の人口の急激な増減等により、世界の多くの地域でこれらの自然環境やそれが象徴する慣行や知識が危機に瀕しているなかで、これらの二次的自然環境を持続可能な形で保全していくために、その価値を世界で広く再認識するとともに、早急かつ効果的な対策を講じていくことが求められています。（※持続可能な森林経営と違法伐採対策のための取組については、4-3参照）

①SATOYAMAイニシアティブ

COP10において締約国会議としてSATOYAMAイニシアティブ[※]の推進等を含む決定が行われたことを踏まえ、COP10期間中に発足したSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）を通じて、参加団体間の情報共有や連携した活動の促進を行いました。

平成24年10月には、IPSIの第3回定例会合をインドのハイデラバードで開催し、「IPSI戦略」が採択されたほか、IPSIの活動報告、新規加入団体の紹介、「愛知目標達成への貢献」をテーマとした意見交換等を行いました。平成25年9月に開催したIPSI第四回第4回定例会合では、「IPSI戦略」を実施に移すための5年間の「IPSI行動計画」が承認されたほか、環境省、国連大学、及び公益財団法人地球環境戦略研究機関の協働活動の一環として、小規模プロジェクトを支援する枠組みとしてのSatoyama Development Mechanism (SDM) が創設されたことが紹介されました。SDMについては、平成25年11月末に6件のプロジェクトが採択されました。

これまでの取組の結果、平成24年9月時点のIPSIの会員数は、政府機関、先住民・コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など37カ国の123団体でしたが、平成25年9月時点では37カ国の155団体となり、普及啓発に係る取組の成果が着実に得られていると考えられます。

※SATOYAMAイニシアティブは、自然共生社会の実現に向けて、人々が古くから持続的に利用や管理してきた農地や二次林など、人間活動の影響を受けて形成・維持されている二次的自然環境（社会生態学的生産ランドスケープ）における自然資源の持続可能な利用・管理の推進のための取組。

②我が国の自然との共生のあり方の発信

我が国では、美しい自然を将来に継承しつつ地域社会と共存し、地域独自の文化を育んできました。こうした姿を発信するために、能登の里山里海が世界農業遺産に登録された石川県七尾市における「世界農業遺産国際会議」（平成25年5月）の開催、沖縄県における「地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国際会議」（平成25年6月）の開催など、積極的に国際会議を開催し議論に貢献するとともに、持

持続可能な農林水産業など我が国の先進的な取組を世界各国に発信しています。

環境省と国際自然保護連合（IUCN）との共催により、アジア地域における国立公園等保護地域の管理の経験の共有と多様な関係者の協力体制の構築、愛知目標の達成と保護地域作業計画の実施に向けた活動の推進などを目的として仙台市で開催される「第1回アジア国立公園会議」に向けて、研究者やNGO、企業など様々な関係者とともに準備を進めました。同会議における「自然災害と保護地域」、「保護地域の協働型管理」など、アジア地域の保護地域の特色を踏まえたテーマ別の議論に基づき、アジア地域における保護地域の理念である「アジア保護地域憲章」などの成果文書を取りまとめ、平成26年にシドニーで開催される「第6回世界国立公園会議」等において世界に向けて発信していく予定です。

また、会議において、三陸復興国立公園をはじめとする日本の国立公園の取組を紹介することにより、日本の国立公園に関する国際的な関心を高めるとともに、災害からの復興に貢献する国立公園づくりや、地域との協働による国立公園管理など、日本の知見や経験を世界と共有し各国の保護地域管理にも役立つものとしていきます。

これらの取組を通じ、被災地を中心とした日本全国の観光地のPRにもつなげ、災害からの復興に貢献するとともに、国立公園等を通じたアジア近隣諸国との友好関係の構築を進めます。

③生物資源の持続可能な利用と流通に向けた取組

我が国は多くの生物資源を輸入しており、それらの生物資源が持続可能な形で利用されることが重要です。特に絶滅のおそれのある野生動植物の種に対する国際取引による影響を防ぐことは重要であるため、ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の規制に加え、同条約附属書Iに掲げる種について、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき国内での譲渡し等の規制を行っており、平成25年7月から同法における罰則規定を強化しました。また、関係省庁、関連機関が連携・協力し、インターネット取引を含む条約規制対象種の違法取引撲滅に向けた取組等を進めました。

④水産資源の持続的な利用に向けた取組

我が国は、水産資源の持続的な利用に向け、周辺諸国と二国間・多国間による漁業協定を結んでおり、これを毎年度47協定以上に維持しています。

[課題] 都市化、産業化、地方の人口の急激な増減等により、世界の多くの地域で自然環境やそれが象徴する慣行や知識が危機に瀕しているなかで、二次的自然環境を持続可能な形で保全していくために、我が国が古くから培ってきた、自然とともに生きるための知恵・知識や現在まで引き継がれている生活や考え方、新たな知見など、我が国における自然との共生のあり方についての価値を再評価し、世界に向けて発信することが求められています。

今後も引き続き、世界へ向け情報発信を行い、技術的支援等の国際協力を進めるとともに、実際に我が国の美しい自然や地域との協働による地域の保全・管理を見てもらえるような機会を積極的に設け、日本全国の観光地のPRや地域振興にもつながるような取組を推進していくことが重要です。

【4-3 生物多様性に関わる国際協力の推進】

国境を越えて移動する動物の生息環境や地球規模の視点で生物多様性が豊かな地域を保全するためには、国際的な協力のもとで保全活動を進めていく必要がある一方、世界的には、農地の拡大や違法伐採などによる森林減少、砂漠化などが要因となり生物多様性の状況が悪化しています。我が国は、食料や木材等の資源の多くを海外から輸入しており、他国の生物多様性を利用しているという視点に立ち、地球規模での生物多様性保全に貢献する必要があります。

①国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）

平成24年7月に、ケアンズ（豪州）で開催された第27回ICRI総会に出席し、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）の今後の活動に関する議論や日本の取組の報告等を行いました。また、平成25年9月に、シンガポールで第9回ICRI東アジア地域会合を開催し、海洋保護区の管理効果評価にかかる能力開発ワークショップや東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施のための情報交換を行いました。さらに、平成26-27年度は日本がICRI事務局をホストすることとなっており、我が国の一層の貢献が期待されます。

②アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

日豪政府のイニシアティブにより、平成18年11月に発足した「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）」の活動として、EAAFP事務局への支援を継続するとともに、ツル、ガンカモ、シギ・チドリ類といった渡り鳥の主要な渡り経路である東アジア・オーストラリア地域におけるモニタリング体制構築のため、EAAFP事務局やNGOと協力して各国の関係者を集めた国際ワークショップを重ね、モニタリング活動の試行開始に至りました。日本の取組の成果もあり、フライウェイネットワークへ新規で参加するパートナーの数が増加しました。

③二国間渡り鳥保護への取組

米国、豪州、中国、ロシア及び韓国との間で、渡り鳥等の保護のための共同調査等を引き続き実施するとともに、平成24年11月に韓国において開催された、中国、韓国及び豪州との間の二国間渡り鳥等保護に関する会議などにおいて、渡り鳥保護施策や調査研究に関する情報や意見の交換等を行いました。

④ラムサール条約

ラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）として、平成24年7月に開催された同条約の第11回締約国会議の機会に、新たに9箇所（大沼、渡良瀬遊水地、立山弥陀ヶ原・大日平、中池見湿地、東海丘陵遊水地群、円山川下流域・周辺水田、宮島、荒尾干潟、与那覇湾）が登録されました。これにより、国内のラムサール条約登録湿地は46箇所となりました。引き続き、地域の理解と協力を前提とした新規登録及び拡張の可能性のある湿地の洗い出し作業を行っています。また、平成32年までにこれまで登録された全ての湿地についてラムサール情報票（RIS）の更新を行うことを目

標に、これまで登録された条約湿地の保全と賢明な利用に向けた取組を進めるとともに、第10回締約国会議で採択された湿地システムとして水田の生物多様性向上に係る決議（水田決議）について、NGO等と協力して各地の優良事例を収集し広く情報提供するなど、その積極的な推進に努めました。

国際的には、特に我が国に渡来する水鳥類の渡りのルート上に位置するアジア太平洋地域において、平成27年までにラムサール条約湿地を新たに3箇所追加することを目指しており、湿地の現況調査や条約湿地の候補地選定支援、普及啓発を進めるなどにより、アジア太平洋地域におけるラムサール条約実施の促進や、渡り鳥及び湿地保全への協力、アジア太平洋諸国に対する国際的に重要な湿地の保全及び賢明な利用に向けた協力等を行いました。

⑤GEF

途上国の生物多様性保全に関する取組を支援するため、生物多様性条約の資金メカニズムであり、現在我が国が主要な拠出国の一つとして参加している地球環境ファシリティ（GEF：Global Environment Facility）の活動を支援しています。また、途上国の「生物多様性ホットスポット」（特に生物種が豊かで、かつ危機に瀕する地域として選定された地域）の保全活動を行うNGOなどを支援するクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPF：Critical Ecosystem Partnership Fund）を引き続き支援していくことを検討します。

⑥持続可能な森林経営と違法伐採対策

国連食糧農業機関（FAO）の報告では、世界の森林面積は、約40億haで、陸地面積の約3割を占めています。しかし、平成12年から平成22年の間、農地等への転用、森林火災、過放牧、薪炭材の過剰採取、違法伐採等により年間約1,300万haの森林が減少しており、植林等による増加分を差し引いても年間約520万haが減少しています。

森林は、地球温暖化や生物多様性の損失などの地球環境問題との関連からもその重要性が認識されるようになり、保全と利用を両立させ、現在のみならず将来の世代の多様なニーズにも対応していく「持続可能な森林経営」を推進する取組が実施されています。

我が国は、国連森林フォーラム等の世界の森林の持続可能な経営に関する国際的な議論に積極的に参加するとともに、持続可能な森林経営の進捗状況を客観的に把握・分析・評価するための「基準・指標」を作成・適用するための国際的な取組である「モントリオール・プロセス」の事務局を務めるなど、持続可能な森林経営の達成に向けた体制構築やルールづくり等の議論の進展に貢献しています。また、途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出量は、世界の温室効果ガス総排出量の約2割を占めるとされており、気候変動対策をすすめる上で重要な課題となっています。我が国は、「途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）」の対策の推進を図るため、REDD+パートナーシップ、UN-REDD、FCPF等の会合に参画するとともに資金拠出を実施し、REDD+の取組に係る国際的な連携・協力の推進に貢献しました。

我が国は、これらの議論などを踏まえ、技術開発やNGO支援、JICAを通じた技術協力や資金協力による二国間協力、FAOや国際熱帯木材機関（ITTO）の国際機関を通じた多国間協力等、持続可能な森林経営の達成に向けた国際協力を行っています。JICAを通じた技術協力としては、国立公園及び周辺地域における荒廃地回復（インドネシア）、参加型の土地・森林利用管理を主体とする森林減少抑制システム

の開発（ラオス）、乾燥・半乾燥地における郷土樹種植林の普及（ケニア）等の技術協力プロジェクトを実施しました。

⑦砂漠化への対処

砂漠化とは、国連の砂漠化対処条約（UNCCD）において、「乾燥地域における土地の劣化」と定義されています。乾燥地域は地表面積の約41%を占めており、世界の3分の1以上の人々がそこに居住しています。一方で、世界で19百万km²の土地が劣化し、15億人が砂漠化の影響を受けていると推定されています。砂漠化の原因として、干ばつ・乾燥化等の気候的要因のほか、過放牧、過度の耕作、過度の薪炭材採取による森林減少、不適切な灌漑による農地への塩分集積等が挙げられます。その背景には、開発途上国における人口増加、貧困、市場経済の進展等の社会的・経済的要因が関係しています。

平成8年に発効した砂漠化対処条約では、加盟している開発途上国は砂漠化対処のための行動計画を作成し、先進国がその支援を行うことで砂漠化対策に取り組んでいます。我が国も平成10年に条約を受諾し、締約国会議に参画・貢献すると共に関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ国際的な取組を推進しています。また、米国に次ぐ規模の拠出国としてその活動を支援しています。

このほか、同条約への科学技術面からの貢献を念頭に、砂漠化対処のための技術の活用に関する調査などを行ったほか、独立行政法人国際協力機構（JICA）等を通じ、農業農村開発、森林保全・造成、水資源保全等のプロジェクト等を実施しました。

[課題] 地球規模の視点で生物多様性の保全を進めるため、国境を超えて移動する動物の生息環境の保全に関する国際的枠組みへの積極的な参加や、持続可能な森林経営の推進や砂漠化対処に向けた議論への積極的な参画・貢献を行いました。今後も引き続き、国際的な議論への積極的な参画を行うとともに、地球環境ファシリティー等を通じた財政的支援や、ラムサール条約湿地登録のための技術的支援等を、着実に貢献していくことが重要です。

【4-4 世界的に重要な地域の保全管理の推進】

生物多様性の保全上重要な地域の保全管理について、地球規模の視点を持ち、国際的にも重要性を持つ地域の保全を進める必要があります。（※ラムサール条約に係る取組については、4-3参照）

①世界遺産条約

我が国では、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）に基づき、屋久島、白神山地、知床及び小笠原諸島の4地域が自然遺産として世界遺産一覧表に記載されています。これらの世界自然遺産については、自然環境や利用状況などに関するモニタリング調査及び巡視や外来生物対策等を実施しているほか、関係省庁・地方公共団体・地元関係者からなる地域連絡会議と専門家による科学委員会を設置しており、関係者の連携によって適正な保全・管理を実施していま

す。特に平成23年に新たに世界遺産一覧表へ記載された小笠原諸島については、世界遺産委員会の勧告を踏まえ外来種対策の推進など質の高い保全管理に取り組みました。屋久島については、平成24年10月に、関係省庁及び関係する地方公共団体と共に新しい「世界遺産地域管理計画」を策定しました。白神山地についても、平成25年10月を目途に新しい管理計画を策定すべく、科学委員会の助言を得て取組を進めました。

平成24年1月にユネスコ世界遺産センターへ世界文化遺産推薦書を提出した富士山については、平成25年6月に開催された第37回世界遺産委員会において、「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」として世界遺産一覧表に記載されました。また、世界自然遺産の国内候補地である奄美・琉球については、平成25年1月に、推薦の前提となる我が国の世界遺産暫定一覧表に記載することを決定しました。同年4月には、専門家による「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」を設置し、世界自然遺産登録に向けた検討を進めています。

この他、平成24年は世界遺産条約が採択されて40周年に当たることから、同年10月に、鹿児島県において、環境省と林野庁の共催により「世界遺産条約採択40周年記念シンポジウムー日本の世界自然遺産の未来」を開催しました。また、同年11月に京都において、世界各国で開催された記念行事を締めくくると「世界遺産条約採択40周年記念最終会合」を、環境省、外務省、文化庁及び林野庁との共催により開催し、世界遺産条約のこれまでの成果等を踏まえて将来の方向性を示した「京都ビジョン」を発表しました。

②生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

生物多様性の保全、経済と社会の発展、学術的研究支援に焦点を当てたユネスコの「人間と生物圏（MAB：Man and Biosphere）計画」に基づく生物圏保存地域（BR：Biosphere Reserves、国内呼称はユネスコエコパーク）については、平成24年7月に、「綾」（宮崎県）が新たに登録されました。同地域においては、国有林野を中心に関係行政機関、自然保護団体、ボランティア団体の協働により照葉樹林の保護・復元等を行う「綾の照葉樹林プロジェクト」が実施されているほか、エコツーリズムや有機農業による地域振興など、自然と人間の共生に配慮した取組が行われています。「綾」の登録は、国内5件目です。

平成25年9月には、日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科会において、「只見」（福島県）及び「南アルプス」（山梨県、長野県、静岡県）の2件の新規登録、並びに既に登録されている「志賀高原」（群馬県、長野県）の拡張登録について、ユネスコへの推薦が決定されました。

また、既にBRに登録されている「白山」（石川県、岐阜県、富山県、福井県）、「大台ヶ原・大峰山」（奈良県、三重県）及び「屋久島」（鹿児島県）の各地域では、地元市町村を中心として関係行政機関や地元関係団体等が参画する運営協議会を設立し、平成27年12月末までに拡張・ゾーニングの変更申請を行う方向で検討が進められています。

国は、BR関係自治体に対し、BRの活動とユネスコスクール[※]や持続可能な開発のための教育（ESD）との連携を図ることにより、学校教育を通じた、生物多様性の保全と持続可能な地域づくりを担う次世代育成の実践につながるよう助言しており、複数の自治体から、ユネスコスクールの申請がなされています。

[※]ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際連携を実践する学校。

③世界ジオパーク

国際的重要性を持つ地質学的遺産を有し、これらの遺産を地域社会の持続可能な発展に利用している地域として世界ジオパークがあります。世界ジオパークはユネスコの支援のもと、世界ジオパークネットワーク（GGN：Global Geoparks Network）が認定するものです。我が国では地形・地質等の専門家から構成される日本ジオパーク委員会が32地域（平成25年9月時点）を日本ジオパークとして認定しており、洞爺湖有珠山、糸魚川、山陰海岸、島原半島、室戸、隠岐の6地域が世界ジオパークとして認定されています。地形・地質は生物の生息・生育の「土台」として重要な役割を果たしており、国立公園と重複している地域も多いことから、ジオパークと連携した取組についても推進していきます。

④南極地域の環境の保護

南極地域は、保護すべき価値を有する地域であり、地球環境研究の場等としてかけがえのない価値を有しています。近年は基地活動や観光利用の多様化に伴う環境影響の増大も懸念されています。

南極の環境保護に向けた国際的な取組は、南極の平和的利用と科学的調査における国際協力の推進を目的として南極条約（昭和36年発効）の下で定められた、南極の環境や生態系の保護を目的とする「環境保護に関する南極条約議定書」（平成10年発効）により進められています。

我が国は、南極条約の締約国として、環境保護に関する南極条約議定書を適切に実施するため制定された南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）に基づき、南極地域における観測、観光、冒険旅行、取材等に対する確認制度等を運用するとともに、ホームページ等を通じて南極地域の環境保護に関する普及啓発、指導等を行いました。また、毎年開催される「南極条約協議国会議」に参加し、南極特別保護地区の管理計画や、非在来種の防除方法など、南極における環境の保護の方策について議論を行いました。

また、国立極地研究所において南極観測審議委員会設営専門部会の下に環境分科会を設置し、昭和基地における環境保全の方策等について検討を進めています。さらに、政府の職員が第54次南極地域観測隊に同行し、基地活動による南極地域の環境への影響を調べ、今後の活動の内容などについて検討しました。

[課題] 地球規模での生態系ネットワークの構築に向けて、我が国における生物多様性の保全上、世界的に重要な地域の保全管理を進めています。今後も保全管理を継続的に進めつつ、地域と連携して、地域振興にも資するような新たな施策の展開などの検討について、地方公共団体を含む関係者と連携して進めるとともに、関係各国との相互の協力やネットワーク機能の向上を図っていきます。

基本戦略4 まとめ

我が国は生物多様性分野での国際的な議論への積極的な貢献、愛知目標の達成に向けた途上国の能力

養成等の支援や資金メカニズム等を通じた途上国支援等の国際協力を実施し、地球規模での愛知目標の達成に向けて貢献してきました。今後もこれらの取組を引き続き行うとともに、SATOYAMA イニシアティブの推進など、我が国の自然との共生のあり方についての情報提供が求められていることも踏まえ、独自の文化・制度、伝統的な知識、それらによって形作られてきた自然そのものについて国内での再評価の推進を並行して行いながら、積極的に世界に情報発信を行っていくことが重要です。

基本戦略5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

数値目標の達成状況

我が国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報である 1/25,000 植生図の整備率は、平成 25 年 3 月時点で約 64% となり、着実に整備を進めているところです。調査未実施地点には地形的に調査の実施が難しい箇所等が残されているため、円滑な遂行に当たっては調査工程の工夫や技術開発が重要です。

なお、第 3 部において基本戦略 5 の達成状況の指標となるような数値目標はないため、今後の国家戦略改定において、適切な指標の追加が望まれます。

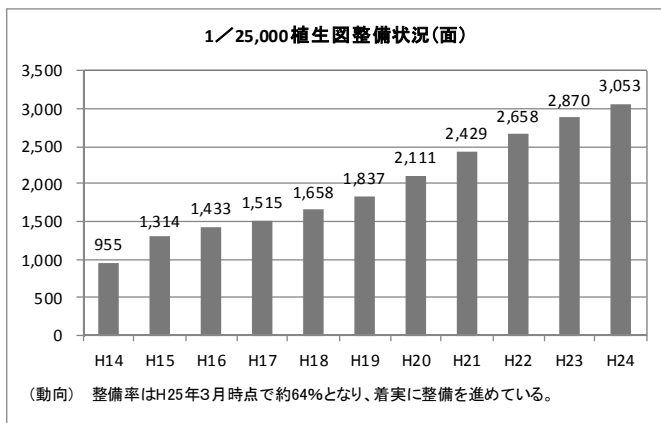


図 5 - 1 1/25,000 植生図整備状況

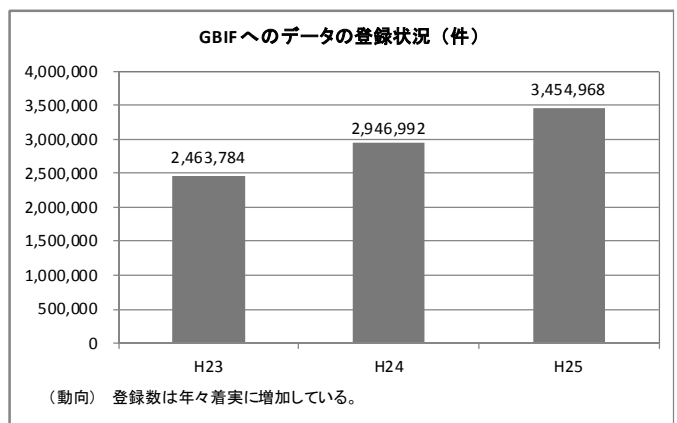


図 5 - 2 GBIF へのデータの登録状況

取組例

【5-1 基礎的データの整備】

① 自然環境調査

我が国では、全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する自然環境保全基礎調査や、さまざまな生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査する重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化状況を把握しています。

自然環境保全基礎調査における植生調査では、我が国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報として、詳細な現地調査に基づく植生データを収集整理した縮尺2万5千分の1植生図を作成しています。平成24年度までに、全国の約64%に当たる地域の植生図の作成を完了しました。また、砂浜・泥浜の面積等の変化状況についても調査を実施しています。

モニタリングサイト1000では、高山帯、森林・草原、里地里山、陸水域(湖沼及び湿原)、沿岸域(砂浜、磯・干潟・アマモ場・藻場及びサンゴ礁)、小島嶼の各生態系について、生態系タイプごとに定めた調査項目及び調査方法により、合計約1000箇所の調査サイトにおいてモニタリング調査を実施しており、平成24年度も引き続きモニタリングを実施しました。また、平成15年度のモニタリング事業開始から10

年が経過していることから、これまでの調査結果が愛知目標の進捗状況評価や各種保全施策に効果的に活用されることを目的として、生態系毎に5年に1度のとりまとめ作業を開始しました。とりまとめ結果は平成26年度当初、磯・干潟・アマモ場・藻場については平成25年10月の公表を目指し、準備を進めています。

さらに、河川水辺の国勢調査として、魚類、底生動物、植物、鳥類、陸上昆虫類、両生類・爬虫類・哺乳類、動植物プランクトンの調査を実施・公表し、計画策定、事業実施の際に活用しています。

②研究・技術開発等

独立行政法人国立科学博物館において、「日本海周辺域の地球表層と生物相構造の解析」、「生物多様性ホットスポットの特定と形成に関する研究」などの調査研究を推進するとともに、約408万点の登録標本を保管し、これらの情報をインターネットで広く公開しました。また、GBIF（地球規模生物多様性情報機構）の活動を支援するとともに、GBIF日本ノード（データ提供拠点）である国立科学博物館及び国立遺伝学研究所と連携しながら、生物多様性情報を同機構に提供しました。

[課題] 自然環境データの充実を図るため、調査手法の見直しや技術開発等による調査時間・コストの縮減、自然環境の現状と時系列・空間的变化を的確に捉えるための指標の開発、他の全国的な調査データともあわせた利用のあり方について検討を進め、継続的なデータ更新や速報性の向上等を進める必要があります。

【5-2 生物多様性の総合評価】

環境省が設置した「生物多様性総合評価検討委員会」において、森林、農地などの生態系の区分ごとに、評価のための指標を設け、各指標の推移を示すデータをもとに、過去50年の生物多様性の損失の大きさと現在の傾向について評価を行い、その成果が平成22年5月に「生物多様性総合評価（JB0）」として公表されました。平成22～24年度にかけては、JB0において抽出された課題として国土全体の生物多様性の状態や変化の状況を空間的に把握するため、生物多様性評価の地図化を行いました。作成した地図は、優先的に保全・再生を行うべき地域の抽出など国や地方公共団体の政策決定のための基礎資料や、生物多様性の現状を国民にわかりやすく伝えるためのツールとして、多様な主体が利用できるよう、HPで成果を公表するとともに、GISデータ等も提供しています。

[課題] 今後は、本点検における施策の実施状況の確認も踏まえて、第2部に掲げる愛知目標の達成に向けた我が国の国別目標の達成状況を把握するための指標の見直しや充実を行う必要があります。また、これらの取組とも整合をとり、生物多様性の状況や施策の効果を総合的に把握するための指標の整備や数値化、モデル化の検討も含め、社会経済的側面も踏まえたわが国の生物多様性の全体像を把握するための総合評価を実施することは、科学的知見に基づいて状況に合った対策を講じる上で重要です。

【5-3 科学と政策の結びつきの強化】

生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化するため、「科学的評価」、「能力開発」、「知見生成」、「政策立案支援」の4つの機能を柱とした「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」が平成24年4月に設立され、平成25年1月にドイツ・ボンで開催された第1回総会において、総会議長を始めとするビューローメンバー及び学際的専門家パネル（MEP）のメンバー、初年度予算案等が決定されました。我が国はIPBESの創設に向けた国際的な議論に積極的に参画するとともに、暫定事務局に対し拠出金を通じて、IPBES体制整備、IPBES活動内容の協議・調整、GBIFデータ集積を支援しました。また、IPBESの国内体制の整備も行っており、平成25年度から3カ年の事業として我が国の生物多様性・生態系サービスの情報基盤の整備、評価及び予測の実施を開始しました。

地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、アジア太平洋地域の生物多様性観測・モニタリングデータの収集・統合化などを推進する「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）」への支援を行いました。また、東・東南アジア地域での生物多様性の保全と持続可能な利用のための生物多様性情報整備と分類学能力の向上を目的とする事業である「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII）」を推進しました。

[課題] 引き続き、IPBESの効果的な運営に向けて国際的な議論に貢献するとともに、IPBESの国内体制の整備を進めることが重要です。また、アジア地域における生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、引き続き同地域への総合的な支援を行うことが望まれます。

基本戦略5 まとめ

基礎的データの整備は着実に進められているものの、調査に必要な人材の不足や予算の削減等の課題が残されています。こうしたことを踏まえ、調査手法の見直しや技術開発等による調査時間やコストの縮減、自然環境の現状と時系列・空間的変化を的確にとらえるための指標の開発、他の全国的な調査データともあわせた利用のあり方について検討を進め、継続的な更新や速報性の向上等を進める必要があります。また、社会経済的側面も踏まえつつ我が国の生物多様性及び生態系サービスの全体像を把握するための総合評価を実施するなかで生物多様性の状況や施策の効果を総合的に把握するための指標や数値化、モデル化の検討を行い、それと整合性をとりつつ我が国の国別目標の達成状況を把握するための指標の見直しや充実を行うことが求められています。さらに、科学的基盤と政策との結びつきをより強固なものにするため、IPBESの国際的な作業への貢献とともに、国内の実施体制を整え、IPBESのグローバルアセスメントやサブグローバルアセスメントに資するような取組を行うことが望まれます。また、地球規模での課題解決に向け、引き続き、アジア地域における科学的基盤の強化のための支援を行う必要があります。

(参考) 基本戦略と第3部における関連施策の対応表

<p>基本戦略 1</p> <p>生物多様性を社会に浸透させる</p>	<p>4、18、19、21、30、34、49、59、60、70、74～76、86、90、137～141、160～166、183、190、191、196、204～206、208、210、211、217、220、221、223、251、252、254、257、260、262、265、270、297～301、306、307、318、344、345、360、363、364、369、370、374、375、379、380、382、396、403、405～416、419～424、426、427、429～431、433、435～442、444～448、450、454、457、458、461、466、467、469、471～474、476～479、485、488～491、496～503、505、507、510、511、521、524～526、574、600、605、610～615、617、618、662、670～672、689、695、702、703、707、709、711、725、742、744～747、768、791、797、807、809、843～846、848～850</p>
<p>基本戦略 2</p> <p>地域における人と自然の関係を見直し、再構築する</p>	<p>18、22、23、29、33、38、40、42、43、44、45、46、47、59、60、68、69、74、75、76、77、78、79、81、90、112、117、120、121、123、124、128、129、130、131、132、133、134、142、151、155、159、180、182、183、184、186、187、188、189、192、193、197、198、199、200、201、204、205、206、207、208、210、214、215、262、268、270、275、276、282、285、287、317、318、335、336、337、339、341、342、344、345、355、356、360、362、367、369、370、377、400、401、416、442、449、455、459、470、473、475、513、514、515、516、517、518、521、522、523、525、526、527、528、529、532、533、534、535、536、537、538、539、541、542、543、544、545、546、547、548、549、553、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、567、568、575、576、577、578、579、580、584、585、599、600、601、604、605、642、656、663、670、671、681、695、709、711、765、780、781、791、792、806、807、815、816、817、819、820、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、844、849、850、851、854、855、857</p>
<p>基本戦略 3</p> <p>森・里・川・海のつながりを確保する</p>	<p>1～6、8～18、20～28、31、35、36、39、48、50～66、68、69、71～73、81、82、84～101、105～117、119～123、125、126、130、131、135、136、143～158、166～170、172、173、176、177、197、199、203、205、209、213、215、218～222、224、225、232、235～253、255～261、263～270、275、277、297、301～306、313～316、321、322、324～326、331、332、334、335、338～342、348、350～353、367、371、375～377、379、381、383～395、397～399、402、403、416～418、421、427、428、443、448、451、460、462～468、508、509、515、520、521、530、539、540、555、581～583、590、594～598、605、606、609、616、638、640、670～672、676、679、680、688、694～697、711、719、720、748、750～752、754～756、761、764、765、767～769、774、775、780～782、785、795、796、800、803～805、807、809～812、824、826、836、839、841、842、844、849、853</p>
<p>基本戦略 4</p> <p>地球規模の視野をもって行動する</p>	<p>7、59、60、63、64、77、78、103、104、115、118、171、175～179、190、216、270、318、344、345、360、369、370、388、396、470、495、516、521、551、552、586、605、608、625、632、638、639、650～661、662、663、665、667、669～675、677、678、683～687、690～693、695～699、701、702、704～706、708～711、713～717、722～728、731、739、740、743、745、749、764、775、783、787～791、795、796、800、802、808、825、851、852、857</p>
<p>基本戦略 5</p> <p>科学的基盤を強化し、政策に結びつける</p>	<p>7、59、60、74、75、83、101、112、115、118、170、172、174、185、194、207、257、258、261、267、271、275、282、302～309、311、319、329、333、343、346、372、387、388、426、495、519、521、550、554、566、583、590、593、598、605、607、609、624、638、652～654、664、666、670、671、686、687、689、695～697、700、712、718、722、730～738、741、745、748、750、753～760、762、764～779、789、793、794、797、799、800、809、814、837、856</p>